

第211期 定時株主総会招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）

場所

静岡県沼津市大手町1丁目1番4号
プラサ ヴェルデ 1階
コンベンションホールA

<新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

この場合には、郵送又はインターネット等によって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

本株主総会につきましては来場事前登録制とさせていただきます。来場を希望される株主さまには事前登録をお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、会場の変更など株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.surugabank.co.jp/>）に掲載いたしますのでご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会への来場には事前登録が必要です



スマートフォン等の端末からもご登録いただけます
詳しくは7頁へ

「ネットで招集」で議決権行使が簡単に行えます



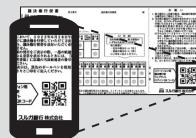
スマートフォン等の端末からも招集ご通知がご覧いただけます！
「QRコード」または
<https://s.srdp.jp/8358/>
よりアクセスできます。



スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

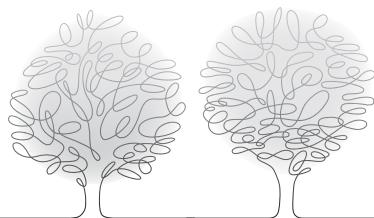
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



詳しくは5頁～6頁へ

あってよかった、 出会えてよかった、 と思われる存在でありたい。

どんなに時代が変わろうとも、どんなに時が経とうとも、
お客さま視点に立ったサービスを追求するとともに、
お客さまの人生に寄り添い、
必要とされる価値と、豊かな暮らしを提供します。



〈私たちの想い〉

私たちは、何よりもお客さまのことを考える銀行でありたい。

お客さまの声に真摯に耳を傾けて、スルガならではの付加価値を提供することで、お客さまから「あってよかった、出会えてよかった。」と思われる存在を目指します。

お客さまに心から満足していただくためには、サービスを提供する社員がやりがいを感じていることが不可欠です。

お客さまからだけでなく、社員にとっても、「あってよかった、出会えてよかった。」と思われる存在になりたい、という想いを込めています。

目次

第211期定時株主総会招集ご通知	1
書面による議決権行使のご案内	4
インターネット等による議決権行使のご案内	5
<hr/>	
株主総会参考書類	
＜会社提案＞	
第1号議案 定款一部変更の件	8
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	10
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	16
＜株主提案＞	
第4号議案 取締役解任の件	23
第5号議案 定款第2条第1項変更の件（資金の貸付けについて）	24
第6号議案 定款の一部変更の件（融資審査資料の受領方法について）	25
第7号議案 定款の一部変更の件（不正行為の真偽確認方法について）	26
第8号議案 定款の一部変更の件（不正融資事件の迅速かつ正しい解決について）	27
第9号議案 定款の一部変更の件（業務改善命令の解除に向けたマイルストーンの明示について）	28
第10号議案 定款の一部変更の件（スルガ銀行が行った不正行為の株主への開示について）	29
第11号議案 定款の一部変更の件（重要な訴訟案件の開示について）	30
第12号議案 定款の一部変更の件（融資における不正行為に対する社外取締役への内部通報制度の設置について）	31
第13号議案 定款第14条変更の件（オンラインのみでの株主総会の非実施について）	32
<hr/>	
事業報告	
第211期事業報告	35
<hr/>	
計算書類等	
連結計算書類	65
計算書類	68
監査報告書	71

証券コード：8358

2022年6月10日

株主各位

静岡県沼津市通横町23番地



スルガ銀行株式会社

取締役社長 嵯峨 行 介

第211期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第211期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大が続いておりますことから、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）営業時間の終了時（午後5時）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.e-sokai.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、5頁から6頁までの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに行使していただきますようお願い申し上げます。

本株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場の座席間隔を広く取らせていただくことから、ご用意できる席数に限りがあります。そのため、当日のご来場につきましては事前登録制とさせていただきます。ご来場を希望される株主さまにおかれましては、インターネットでの事前申込をお願い申し上げます。ご当選された株主さま以外はご入場いただけませんので、ご了承ください。詳細は、本招集ご通知7頁をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時
(受付開始時刻 午前9時)

2. 場 所 静岡県沼津市大手町1丁目1番4号
プラサ ヴェルデ 1階 コンベンションホールA

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場の座席間隔を広く取らせていただくことから、ご用意できる席数に限りがあります。そのため、当日のご来場につきましては事前登録制とさせていただきます。

※新型コロナウイルス感染の状況により、会場の変更が生じる可能性があり、その場合、開始時間も調整する場合がございます。会場の変更等が生じる場合は、当社ウェブサイト(<https://www.surugabank.co.jp/>)に掲載いたしますのでご確認くださいませようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項 (1) 第211期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容及び会計監査人並びに監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第211期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

〈会社提案(第1号議案から第3号議案まで)〉

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |

〈株主提案(第4号議案から第13号議案まで)〉

- | | |
|--------|---|
| 第4号議案 | 取締役解任の件 |
| 第5号議案 | 定款第2条第1項変更の件(資金の貸付けについて) |
| 第6号議案 | 定款の一部変更の件(融資審査資料の受領方法について) |
| 第7号議案 | 定款の一部変更の件(不正行為の真偽確認方法について) |
| 第8号議案 | 定款の一部変更の件(不正融資事件の迅速かつ正しい解決について) |
| 第9号議案 | 定款の一部変更の件(業務改善命令の解除に向けたマイルストーンの明示について) |
| 第10号議案 | 定款の一部変更の件(スルガ銀行が行った不正行為の株主への開示について) |
| 第11号議案 | 定款の一部変更の件(重要な訴訟案件の開示について) |
| 第12号議案 | 定款の一部変更の件(融資における不正行為に対する社外取締役への内部通報制度の設置について) |
| 第13号議案 | 定款第14条変更の件(オンラインのみでの株主総会の非実施について) |

第4号議案から第13号議案までは、株主さま(300名、議決権個数451個)からのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対いたしております。

4. 招集にあたってのご案内

- (1) 書面による議決権の行使の際に議案に対する賛否の表示をされない場合は、当社は会社提案議案に対し賛成、株主提案議案に対し反対の意思表示をされたものとして取扱いさせていただきます。
- (2) 書面による議決権の行使が重複してなされた場合は、当社は最後に当社に到達したものを有効な議決権行使として取扱いさせていただきます。
- (3) 書面による議決権行使書とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱いさせていただき、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いさせていただきます。
- (4) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を当社にご通知いただくことが必要となります。

以上

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類、連結計算書類監査報告書謄本及び監査報告書謄本は、「添付書類」のとおりであります。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「当社の新株予約権等に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.surugabank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎本株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容とすべき事項について修正が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.surugabank.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承願います。

◎代理人による議決権の行使が認められるのは、当社定款第18条により、議決権を有する他の株主さまに委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。代理人による議決権の行使のためには、代理権を証明する書面のご提出が必要です。

当日ご出席される株主さまへ

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙及びメールでご連絡する「ご来場確定通知」をプリントアウトしたものを又はスマートフォン等の画面上に表示したものを会場受付にご提出又はご提示くださいますようお願い申し上げます。

◎議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話等による撮影・録音はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。また、スマートフォン、携帯電話等による通信・通話もご遠慮願います。

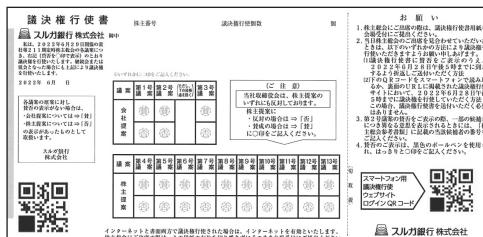
◎ご出席の株主さまへのお土産は、第206期から廃止しております。

書面による議決権行使のご案内

行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時00分到着分まで

同封の「議決権行使書」に、各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。議案の内容は株主総会参考書類（8頁～32頁）をご参照ください。



- お願い
1. 株主総会ご案内の届出は、議決権行使書と併せて提出してください。
 2. 議決権行使書は、提出後有効期間が経過するまで有効です。有効期間が経過した場合は、改めて提出してください。
 3. 議決権行使書は、提出後有効期間が経過するまで有効です。有効期間が経過した場合は、改めて提出してください。
 4. 議決権行使書は、提出後有効期間が経過するまで有効です。有効期間が経過した場合は、改めて提出してください。

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案 (下の候補議案を併せて)	第3号議案 (下の候補議案を併せて)
会社提案	○	○	○
株主提案	○	○	○

議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案	第13号議案
株主提案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

ご賛同いただける場合、株主提案には「賛」ではなく「否」になりますのでご注意ください。

当社取締役会はこちらの立場です。

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案 (下の候補議案を併せて)	第3号議案 (下の候補議案を併せて)
会社提案	○	○	○
株主提案	○	○	○

議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案	第13号議案
株主提案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第4号議案から第13号議案までは、株主さま（300名）からのご提案です。当社取締役会は、これらの議案に反対しております。詳細は、8頁～32頁をご参照ください。

議決権行使書の記載例

※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、議決権行使期限までに行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時送信分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

「スマート行使」について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

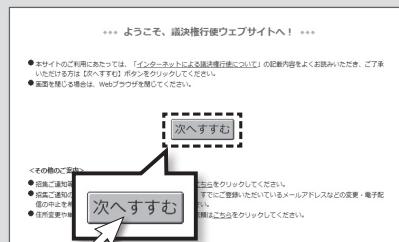
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。



議決権行使ウェブサイトへのアクセス手順

1 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次へすすむ」をクリック

⚠️ ご注意事項

- ▶ 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いる場合を除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
- ▶ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料及び通信事業者への通信料金（電話料金等）などが必要となる場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。
- ▶ パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本総会終了時まで大切に保管願います。なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。

2 ログインする

お手元の議決権行使書紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、右記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人

日本証券代行株式会社 代理人部

ウェブサポート
専用ダイヤル

 0120-707-743

受付時間：9：00～21：00 受付（土曜・日曜・祝日も含む）

機関投資家の 皆さまへ

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

来場事前登録のお願い

締切：2022年6月20日（月曜日）午後5時まで

「第211期定時株主総会」では新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆さまにおかれましては、健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただき、郵送又はインターネットによる議決権の事前行使をご検討くださいようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られます。そのため、出席を希望される株主さまには事前に登録をお願いし、事前登録の希望者が設置する座席数を超える場合には事前登録者を抽選とする事前登録制とさせていただきます。

出席を希望される株主さまは、下記の来場事前登録の方法をご参照のうえ、登録手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、事前に登録されなかった株主さま、抽選で当選されなかった株主さま及びご入場の際に当選が確認できない株主さまは本株主総会会場へはご入場いただけませんので予めご了承ください。

登録は下記専用ウェブサイトにて受付いたします。（専用ウェブサイトを用いた方法に限らせていただきます。）

▶ 来場事前登録の方法

登録期間：6月20日（月曜日）午後5時まで
下記専用ウェブサイトにて受付いたします。

受付専用ウェブサイト：

<https://q.srdb.jp/8358/>

スマートフォン・携帯電話からは右のQRコードを読み取るでもアクセス可能です。

「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。



- 1 パソコン・スマートフォン・携帯電話から受付専用ウェブサイトへアクセス後、画面に従い、
 - ・株主番号（議決権行使書用紙に記載されている9桁の数字）
 - ・氏名
 - ・メールアドレス を入力の上、ご登録ください。
- 2 6月20日（月曜日）午後5時までに事前登録をしていただいた株主さまを対象に、ご来場できる株主さまを抽選させていただきます。抽選結果につきましては6月22日（水曜日）にメールにてご通知いたします。なお、会場内は座席指定とさせていただきます（事前登録と併せて抽選を行います）。会場（第1～第3会場）及び座席番号についてもメールにてご通知させていただきます。当日は、座席番号に基づき、スタッフが座席までご案内いたします。

【事前登録に関するお問い合わせ先】

スルガ銀行株式会社 株主さまご相談窓口 0120-831-345（フリーダイヤル）

受付期間 2022年6月3日（金）から2022年6月28日（火）まで（午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く））

- ご注意事項**
- ・ご入場には「議決権行使書用紙」と別途6月22日（水曜日）にメールでご連絡する「ご来場確定通知」の2つが必要となります。
 - ・（「ご来場確定通知」はメールのプリントアウトをご持参いただくか、スマートフォン・携帯電話等で通知画面を受付にてお見せください。予め画面キャプチャーなどで保存されることをお勧めします。）
 - ・「議決権行使書用紙」と「ご来場確定通知」の内容が一致しない場合にはご入場をお断りさせていただきます。
 - ・抽選結果につきましては6月22日（水曜日）にメールでご通知させていただきます。
 - ・登録は株主さまお一人一度限り有効です。
 - ・取得した個人情報につきましては、抽選結果のご通知、お問い合わせへのご返信及びご本人の確認にのみ利用させていただきます。なお、その目的のために必要な業務を外部の協力会社に委託する場合を除いて、第三者に伝えることはありません。
 - ・受付専用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主さまのご負担となります。

状況により当日の会場・運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.surugabank.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。



株主総会参考書類

議案及び参考事項

会社提案（第1号議案、第2号議案及び第3号議案）

第1号議案、第2号議案及び第3号議案は、会社提案によるものであります。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります（下線部分が変更箇所）。

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条</p> <p>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。）に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条</u></p> <p>(1) <u>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>(2) <u>当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名全員は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者の選任にあたりましては、任意の指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）の勧告を経て取締役会において決定しております。なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で意見陳述すべき特段の事項はございません。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	さ が こう すけ 嵯 峨 行 介	代表取締役社長 経営管理本部管掌	重任	19/19回 (100%)
2	か と う こう すけ 加 藤 広 亮	代表取締役副社長 CCO 総合企画本部・コンプライアンス統括部・システム部・市場金融部管掌	重任	19/19回 (100%)
3	つ つ み とも あき 堤 智 亮	常務取締役 審査本部・融資管理本部管掌	重任	19/19回 (100%)
4	と や とも き 戸 谷 友 樹	取締役 営業本部・業務管理本部管掌	重任	19/19回 (100%)
5	み や じ ま たけし 宮 島 健	上席執行役員 経営管理本部長	新任	—/一回
6	く さ き より ゆき 草 木 頼 幸	社外取締役	重任 社外 独立	19/19回 (100%)

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	<p>さ が こう すけ 嵯 峨 行 介 (1964年7月2日生)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重任</p> <p style="text-align: center;">取締役会への 出席状況</p> <p style="text-align: center;">19/19回 (100%)</p>	<p>1987年 4月 株式会社リクルートコスモス（現 株式会社コスモスイニシア）入社</p> <p>2006年 6月 同社取締役（経理財務担当）</p> <p>2010年11月 株式会社エムケーキャピタルマネージメント（現 株式会社イデラキャピタルマネジメント） 取締役兼常務執行役員</p> <p>2012年 9月 同社取締役副社長</p> <p>2012年11月 同社代表取締役社長</p> <p>2016年 3月 S Gホールディングス株式会社経営基盤強化担当理事</p> <p>2018年 6月 同社取締役経営企画担当</p> <p>2019年 6月 当社取締役副社長 総合企画本部・営業本部管掌</p> <p>2019年10月 代表取締役副社長 総合企画本部・営業本部管掌</p> <p>2020年 6月 代表取締役社長（現職） 経営管理本部管掌 現在に至る</p>	0株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>複数の企業の経営者としての豊富な経験と幅広い知識を活かし、中期経営計画の推進、業務改善計画の遂行等、リーダーシップを発揮し、当社の重要な業務執行に取り組んできた実績を踏まえ、引続き、当社の持続可能なビジネスモデル構築において、必要不可欠な人財であると判断し取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	<p>かとうこうすけ 加藤 広亮 (1966年3月15日生)</p> <p>重任</p> <p>取締役会への 出席状況 19/19回 (100%)</p>	<p>1989年 4月 日本生命保険相互会社入社 1997年 3月 ボストン・コンサルティング・グループ入社 2003年 7月 同社パートナー 2010年 1月 同社シニア・パートナー&マネージング・ディレクター 2013年10月 アメリカンファミリー ライフ アシュアランスカンパニー オブ コロンバス (現 アフラック生命保険株式会社) 執行役員 2016年 1月 同社常務執行役員 2018年 8月 ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社 (現 ソニー生命保険株式会社) 代表取締役社長 2020年 6月 当社代表取締役副社長 CCO (現職) 総合企画本部・コンプライアンス統括部・システム部・市場金融部管掌 現在に至る</p>	0株
<p>取締役候補者とした理由 これまでの企業経営経験及び金融業務に対する知見、金融業界における幅広いネットワークを活かし、中期経営計画の推進や業務改善計画の遂行等に取り組んだ実績を踏まえ、引続き、当社の企業価値の向上に資するところが大きいと判断し取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	<p>つつみ とも あき 堤 智 亮 (1966年11月23日生)</p> <p>重任</p> <p>取締役会への 出席状況 19/19回 (100%)</p>	<p>1990年 4月 当社入社 2010年 4月 経営企画部統合リスク管理部長 2013年 4月 伊東支店長 2014年 4月 経営管理部統合リスク部長 2017年 4月 執行役員 審査部長 2018年12月 上席執行役員 審査本部長 2019年 6月 取締役 上席執行役員 審査本部長 審査本部・融資管理本部・市場金融部管掌 2020年 6月 常務取締役 (現職) 審査本部・融資管理本部管掌 現在に至る</p>	3, 300株
<p>取締役候補者とした理由 これまで信用リスクのコントロールに対する豊富な経験と高い見識を活かし、リスク・リターンの適正なコントロールを行っており、中期経営計画の推進にあたり、必要不可欠な人財であると判断し取締役候補者いたしました。</p>			
4	<p>と や とも き 戸 谷 友 樹 (1966年3月11日生)</p> <p>重任</p> <p>取締役会への 出席状況 19/19回 (100%)</p>	<p>1989年 4月 当社入社 2006年 4月 秦野支店長 2015年 4月 カスタマーサポート本部パーソナルファイナンス部長 2016年 6月 経営企画部キャスティング部長 2018年 9月 執行役員 人事部長 2018年10月 執行役員 営業本部長 2019年 4月 執行役員 営業本部長兼神奈川コミュニティ・バンク長 2020年 5月 執行役員 営業本部長 2020年 6月 取締役 (現職) 営業本部・業務管理本部管掌 現在に至る</p>	2, 400株
<p>取締役候補者とした理由 営業本部長として、営業体制の再構築、営業推進、地方公共団体及び取引先など地域のお客さまとの良好な関係構築の実績を踏まえ、引続き、お客さま本位の業務運営に基づく営業、中期経営計画を推進するために必要不可欠な人財であると判断し取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;"> <small>みや じま たけし</small> 宮 島 健 (1965年8月5日生) 新任 </p>	<p>1989年 4月 当社入社 2005年 4月 横浜日吉支店長 2012年 4月 横須賀支店長 2015年 4月 カスタマーサポート本部品質サポート部長 2016年 4月 執行役員 カスタマーサポート本部品質サポート部長 2017年 4月 執行役員 業務部長 2018年 4月 執行役員 経営企画部長 2018年10月 執行役員 経営管理本部長 2021年 6月 上席執行役員 経営管理本部長 現在に至る</p>	0株
<p>取締役候補者とした理由 上席執行役員経営管理本部長として、高い業務遂行能力やリーダーシップを発揮しており、企業理念の実現及び中期経営計画を推進するうえで必要不可欠な人材であると判断し取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
6	<p style="text-align: center;">くさ き より ゆき 草木 頼 幸 (1958年3月31日生)</p> <p style="text-align: center;">[重任] [社外] [独立]</p> <p style="text-align: center;">取締役会への 出席状況 19/19回 (100%)</p>	<p>1980年 4月 大和証券株式会社入社 2004年 5月 同社執行役員 2007年 4月 同社常務執行役員 2009年 4月 大和証券株式会社専務取締役営業本部長 2012年 4月 同社代表取締役副社長営業本部長兼大和証券グループ本社執行役副社長リテール部門副担当 2016年 4月 株式会社大和総研ホールディングス代表取締役社長兼株式会社大和総研代表取締役社長兼株式会社大和総研ビジネス・イノベーション代表取締役社長兼株式会社大和証券グループ本社執行役副社長シンクタンク担当 2020年 4月 株式会社大和総研ホールディングス（現 株式会社大和総研）顧問 2020年 6月 当社社外取締役（現職） 現在に至る</p>	0株
<p style="text-align: center;">社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>企業経営者としての豊富な経験と高い見識・能力を社外取締役、指名・報酬委員会委員長として発揮しており、引続き、その知見を活かした監督と助言を受けることが当社の企業価値向上に資すると判断し、社外取締役候補者としたしました。</p>			

- (注) 1 草木頼幸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2 草木頼幸氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、また、当社の社外役員の独立性判断基準を満たす社外取締役候補者です。草木頼幸氏は株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、当社は同取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、当社は、草木頼幸氏との取引はありません。
 3 草木頼幸氏の社外取締役就任期間は、本株主総会終結のときをもって2年間です。

- (注) ・当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、各候補者の取締役の選任が承認可決された場合は、当該保険契約を更新する予定であります。
 ・当社は、草木頼幸氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。草木頼幸氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引続き効力を有するものとしております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役佐竹康峰氏は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。監査等委員である取締役候補者の選任にあたりましては、任意の指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）の勧告を経て取締役会にて決定しており、また、本議案の提出につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性	取締役会への出席状況
さ たけ やす みね 佐 竹 康 峰	社外取締役監査等委員	<input checked="" type="checkbox"/> 重任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立	19/19回 (100%)

監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役 候 補 者

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
さ たけ やす みね 佐 竹 康 峰 (1953年12月1日生) 重任 社外 独立 取締役会への 出席状況 19/19回 (100%)	1976年 4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 1990年 6月 同行為替資金部次長 1993年 3月 同行シンガポール支店副支店長 1997年 7月 東京三菱投信投資顧問株式会社（現 三菱UFJ国 際投信株式会社）企画部長 2000年10月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀 行）資産運用業務部長 2002年 7月 同行投資銀行・資産運用企画部長 2004年 7月 三菱東京ウェルスマネジメント証券株式会社代表取 締役社長 2008年 8月 株式会社東京スター銀行取締役会長 2015年 6月 SBIホールディングス株式会社社外取締役 2017年 7月 住信SBIネット銀行株式会社社外監査役 2020年 6月 当社社外取締役監査等委員（現職） 現在に至る	0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業経営者としての豊富な経験と高い見識・能力を社外取締役、監査等委員会委員長として発揮しており、引続き、より多角的な目線での経営管理態勢の強化に大きく資すると考え、監査等委員である取締役候補者いたしました。

- (注) 1 佐竹康峰氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2 佐竹康峰氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、また、当社の社外役員としての独立性判断基準を満たす社外取締役候補者です。佐竹康峰氏は株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、当社は同取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、当社は、佐竹康峰氏との取引はありません。
 3 佐竹康峰氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本株主総会終結のときをもって2年間です。

- (注) ・当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意又は重大失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。なお、候補者の取締役の選任が承認可決された場合は、当該保険契約を更新する予定であります。
 ・当社は、佐竹康峰氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。佐竹康峰氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当該責任限定契約は引続き効力を有するものとしております。

以 上

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス (予定)

各取締役が有する専門性、経験のうち、特に期待する分野は以下のとおりであります。

氏名		企業経営	リスク マネジメ ント	財務・ 会計	営業・ マーケテ ィング	人材マネ ジメント	市場性 運用	コンプラ イアン ス・法務	IT・ デジタル
監査等委員でない取締役	嵯峨 行介	●	●	●	●	●			
	加藤 広亮	●	●	●	●		●		●
	堤 智亮		●	●				●	
	戸谷 友樹		●		●	●			
	宮島 健				●	●			●
	草木 頼幸	●			●	●			
監査等委員である取締役	野下 えみ		●					●	
	行方 洋一		●					●	
	佐竹 康峰	●		●			●		
	板倉 一真		●		●				

* 上記は各取締役が有する全ての専門性、経験を表すものではありません。

(ご参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針について

当社は、企業理念「あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい。」の実現に向けて、役職員の行動基準となるコンプライアンス憲章を制定し、実践することにより、コンプライアンスの徹底とお客さま本位の業務運営の実現、健全な組織風土・企業文化の醸成に努め、企業価値の向上を図ってまいります。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に取り組み、株主の権利・平等性の確保に努めます。
2. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、お客さま、社員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーを尊重し、適切な協働に努めます。
取締役会は、ステークホルダーの権利・立場や健全で倫理的な事業活動を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。
3. 「誠実かつ公正で透明性のある企業活動」を当社社員による全ての行動・判断の基準となるコンプライアンス憲章の一つとして掲げ、法令やルールのみならず社会規範や銀行の公共性に鑑みた誠実な行動を行います。当社は、財務情報のみならず、非財務情報についても、銀行法をはじめとする諸法令等に基づき適時・適切に開示を行います。また、法令に基づく開示以外の情報についても積極的な情報提供に努めます。取締役会は、非財務情報を含む情報について、正確で分かりやすく、有用性の高いものとなるよう努めます。
4. 監査等委員会設置会社制度のもと、取締役会の監督機能を図るとともに、監視体制の強化を通じて、経営の透明性・客観性を高めてまいります。また、内部統制システム構築の基本方針に基づき、法令や定款に適合し、かつ適正な業務運営を遂行するための体制を整備します。
5. 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話を行います。取締役・執行役員は、株主との対話を通じて、自らの経営方針を分かりやすく説明し、その理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関してバランスのとれた理解と適切な対応に努めます。

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準について

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断するためには、次の要件にいずれも該当しないことが必要であると考えております。

1. 当社又はその関連会社の業務執行取締役若しくは執行役員又はその他の使用人（以下、「業務執行者」という。）、又は、その就任前10年間において当社又はその関連会社の業務執行者であった者
2. 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主又はその業務執行者である者
3. 当社又はその関連会社と重要な取引関係等がある会社又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者である者

※重要な取引関係等は、以下のいずれかに該当する取引等をいう。

- (1) 直近の事業年度における、当社の連結業務粗利益又は取引先の連結総売上高の2%以上である取引等
- (2) 当社又はその関連会社の融資残高が取引先の事業報告に記載され、かつ他の調達手段で短期的に代替困難と判断される場合

※重要な子会社とは、事業報告の「重要な親会社及び子会社の状況」（会社法施行規則第120条第1項第7号）等の項目又はその他一般に公表する資料において「重要な子会社」として記載されているか否かによって判断する。

4. 当社又はその関連会社の弁護士やコンサルタント等として、当社役員報酬以外に過去3年平均にて1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っている者
又はそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体の連結売上高の2%以上を当社又はその関連会社からの受取りが占める法人・団体等の業務執行者である者
5. 当社・連結子会社等の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者
6. 当社・連結子会社等から過去3年平均にて年間1,000万円又は当該法人・団体等の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者である者
7. 上記2から6について、過去5年間において該当する場合
8. 配偶者又は2親等以内の親族が上記1から6までのいずれかに該当する者
9. 当社又はその関連会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社若しくはその子会社等の業務執行者である者
10. その他、当社一般株主全体との間で上記1から9までで考慮されている事由以外の事情で、恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

(ご参考) 役員候補者の指名の方針・手続きについて

当社は、経営幹部、監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の条件として、企業理念に共感し、当社の事業ビジョンを先導して企業価値を向上していくために、コンプライアンスの徹底、お客さま本位の業務運営の実現及び健全な組織風土・企業文化を醸成し、リーダーシップをとって経営にあたることや、当社の経営者としてふさわしい資質、能力及び知識・経験を備えていることとしています。

取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続については、客観性・透明性の高いプロセスとして、任意の指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）にて、候補者の経歴、実績、評価、会社の状況・業績等を踏まえ、十分に審議を行ったうえで取締役会へ勧告し、取締役会は、これを尊重し、監査等委員である取締役については監査等委員会の同意を経て決定することとしています。

代表取締役の選任・解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会からの諮問に応じ、任意の指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）にて、候補者の経歴、実績、評価、適正について、十分な時間と資源をかけて審議を行ったうえで取締役会へ勧告し、取締役会はこれを尊重して決定することとし、客観性・適時性・透明性ある手続きとしています。

(ご参考)**■ 政策保有に関する方針**

- ・当社は、取引先との十分な対話を経たうえで、政策投資目的で保有する株式（以下「政策保有株式」といいます。）の残高削減を方針とします。
- ・当社は、取引先との安定的・中長期的な取引関係の構築、業務提携、アライアンスビジネス展開の円滑及び強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に、政策保有株式を保有します。
- ・取締役会は、全ての政策保有株式について、保有の意義、中長期的な経済合理性や将来の見通しについて検証し、保有の適否を判断します。

■ 個別株式の保有適否に関する検証

- ・当社は、全ての政策保有株式について、個別に中長期的な視点からの成長性・収益性、取引関係強化等の定性的な必要性及び資本コスト等の定量的指標に基づく経済合理性（リスク・リターン）を、取締役会等で検証してまいります。

■ 政策保有株式に係る議決権行使基準

- ・当社は、政策保有株式の議決権行使にあたり、発行企業の経営方針、ガバナンス、業容などを勘案したうえで、当社にとっての中長期的な経済合理性の観点を踏まえ、総合的に賛否を判断します。なお、当社は議決権の行使にあたり、企業価値の大きな毀損につながるものが想定される議案や、特別な注意を要する場合は、必要に応じて個別に発行会社との対話等を行い、賛否を判断しています。

(ご参考)

【ダイバーシティ（女性の活躍などの多様化）への対応について】

女性の活躍推進

- (1) 管理職に占める女性比率の向上
- (2) 女性社員の長期的なキャリア形成支援（社内・社外研修への参加者増加）
- (3) パートタイマー等に対し、正規雇用への転換試験を実施しキャリアアップを支援
- (4) ロールモデルを示し、働き方の多様性を広げるため、様々なテーマにおける座談会を定期開催

<女性活躍推進行動計画>

項目	内容
計画期間	2020年4月1日～2023年3月31日
目標	① 役職者に占める女性社員比率30%以上を維持する。 ② 男女の平均勤続年数の差異95%以上とする。
主な取組み内容	(1) 女性社員の長期キャリアを形成するため、家庭と仕事の両立を支援する。 (2) 女性社員の管理職育成を目的とした取組み

<行動計画実施状況>

目標数値	2022年3月時点 (2021年3月時点)
役職者に占める女性社員比率30%以上を維持する。	31.3% (30.9%)
男女の平均勤続年数の差異95%以上とする。	92.1% (92.8%)

<参考指標>

項目	当社数値	() 内昨年度	基準等 ※3
(1) 管理職(※1)に占める女性比率 ※2	16.5%	(16.3%)	20%以上
(2) 男女の平均勤続年数の差異 ※2	92.1%	(92.8%)	70%
(3) 採用者に占める女性の割合 ※2	36.8%	(40.0%)	20%以上
(4) 正規雇用への転換数 (2021年度)	6名	(10名)	

※1：管理職の定義は当社職位 マネージャー以上

※2：女性活躍推進法において公表が義務付けられている基礎項目

※3：厚生労働省の一般事業主行動計画策定時における目安

【スルガ版 働き方改革の実績と方向性】

1. 社員のワークライフバランス実現と環境に配慮した経営の実現に向けて
 - (1) 結婚や配偶者の転勤、介護に伴う勤務地変更希望者への対応
 - (2) 産休育休制度の拡充（短時間勤務等の活用により育児期間の柔軟な働き方の実現）
2. 適正な労働時間管理による社員の働き方の改善、社員の心身の健康維持に向けて
 - (1) パソコン使用時間の制限（システム管理）
 - (2) 時差出勤制度の利用促進・有給休暇の取得促進
 - (3) 業務革新における業務の効率化推進
 - (4) 年8回のライトダウン、年2回の定時退社週間の実施

株主提案（第4号議案から第13号議案まで）

第4号議案から第13号議案までは、株主さま（300名）からの提案によるものであります。なお、その議決権の数は、451個であります。

各議案の「提案理由」は、形式的な修正を除き、文章表現及び事実認識を含め、提案株主さまから提出されたものを原文のまま記載しております。

当社取締役会としては、後述のとおりこれらの議案にいずれも**反対**しております。

第4号議案 取締役解任の件

1. 議案の要領

以下の取締役を解任する。
代表取締役社長 嵯峨行介

2. 提案の理由

スルガ銀行は2018年10月に金融庁から発令された業務改善命令がまだ解除されておらず、不誠実な対応を繰り返した結果、2021年には新たな被害者団体が立ち上がる事態を招き、より経営リスクが高まっている。

また、有担保ローンの延滞率は9%を超え、646億円もの貸倒引当金を計上、株価も回復の兆しが見られないばかりか、預金の流出も歯止めがかからず、現経営陣のリスク管理能力の欠如が露呈している。

さらに、ホームページでは「早期解決に向け真摯に取り組む」と明言する一方、行内に向け嵯峨行介社長が発信した文書では、不正融資問題に対し「解決をご希望のお客さまには毅然とした対応をする方針」と敵対的な態度を露呈し、この言動の不一致により自らスルガ銀行は「昔と何も変わっていない」と示唆している。

このままではスルガ銀行は経営再建どころか昔に逆戻りしかねず、真の経営再建をめざすため嵯峨行介社長の解任を強く求める。

【当社取締役会の意見】

反対 当社取締役会としては、以下の理由から本議案に **反対** いたします。

嵯峨行介氏は、2019年6月の当社取締役就任以来、業務改善計画に基づいた当社のガバナンス体制の再構築及び中期経営計画の推進において中心的な役割を果たしております。また、この間、嵯峨氏は、当社と創業者及びそのファミリー企業との関係解消を成し遂げ、さらに、シェアハウス債権一括譲渡代物弁済スキームなどの先例のない手法を用いた解決を行うなど、強力なリーダーシップを発揮してまいりました。これは余人をもっては成し遂げ難い成果であると考えております。業務改善計画及び中期経営計画を引続き着実に推進していくためには同氏が不可欠であり、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会からも同氏の重任が答申されていることから明らかなおと、同氏の解任を求める提案は不当であると考えます。

第5号議案 定款第2条第1項変更の件（資金の貸付けについて）

1. 議案の要領

定款第2条第1項を次の通りに変更する。

預金または定期預金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引。但し、個人の投資用及び事業用不動産の為の貸付けはしてはならない。

2. 提案の理由

スルガ銀行は個人の投資及び事業用不動産の為の貸付けに際し、行員自ら不動産業者に融資審査資料の改ざんの指示を出すなど不正行為に積極的に関与した結果、かぼちゃの馬車事件、アパートマンション不正融資事件を生み出すこととなり、経営状況は極度に悪化している。

加えてスルガ銀行は金融庁からの業務停止命令が明けた直後に個人の投資及び事業用不動産の購入資金の貸付けを再開し、旧態依然の方法で継続している。

3月のNHKの番組において、スルガ銀行行員自らが発言していた「スルガ銀行は何も変わっていない」状態でスルガ銀行が個人の投資及び事業用不動産への貸付けを行えば、再び不正行為が行われることは明白である。よってスルガ銀行による不正行為の再発防止、ひいては更なる詐欺被害者を生まないため、またこれ以上不良債権を増やさない為にも、個人の投資及び事業用不動産の為の貸付けを行わない旨を定款に定めることとする。

【当社取締役会の意見】

反対 当社取締役会としては、以下の理由から本議案に **反対** いたします。

当社は業務改善計画のもと、コンプライアンス態勢の立て直しを行っております。個人向け不動産融資については、2018年10月5日に金融庁から業務の一部停止命令を受けましたが、コンプライアンスの徹底、お客さま本位の業務運営及びガバナンス機能の強化を行ったうえで、2019年5月に業務を再開しております。このような態勢整備の結果、再開後の個人向けの不動産融資においては特段の問題は発生していないものと認識しております。それを一律に停止することは、当社の融資を必要とする個人のお客さまにご不便をおかけすることになるだけでなく、現在の経常収益の約4割を占める主力事業を制限することとなるのであって、当社の経営再建、企業価値向上の観点からも適切ではないと判断しております。

第6号議案 定款の一部変更の件（融資審査資料の受領方法について）

1. 議案の要領

融資審査資料は借入人本人から受領するものとし、不動産業者からは受け取らないことを定款に定める。

2. 提案の理由

スルガ銀行は投資及び事業用不動産への貸付けに際し、行員自らの手を汚すことなく不正行為を完成させるため、不動産業者に融資審査資料の改ざんを指示しそれを受領していた。そしてそれを基に不正融資を行い、巨額の不良債権を発生させた。このようなことを無くするためには、不動産業者を介することなく直接融資審査資料を借入人本人から受領する必要がある。よって不動産業者から融資審査資料を受け取らない旨を定款に定めることとする。

【当社取締役会の意見】

反対 当社取締役会としては、以下の理由から本議案に **反対** いたします。

いわゆる融資審査資料の受領方法は、すでに当社の融資の際のマニュアルで具体的に定められており、社員は、当該マニュアルを当社の内部規則の一部として遵守する必要があります。したがって、その旨をさらに定款に定める必要性はありません。また、業務運営方法は、環境の変化に応じて適時・適切に見直されるべきものですし、「融資審査資料」の範囲も文言上明確ではないことから、ご提案の内容を定款で定めることは適当ではないと考えております。

第7号議案 定款の一部変更の件（不正行為の真偽確認方法について）

1. 議案の要領

顧客から改ざん・不正等を指摘された案件に関しては第三者委員会を設置した上で誠実な検証及び公表をすることとし、その旨を定款に定める。

2. 提案の理由

スルガ銀行は行員自ら不動産業者に融資審査資料の改ざんの指示を出すなど不正行為に関与し、多くの詐欺被害者を生むことになった。金融庁に対しては被害者に真摯な対応を行う旨を報告している一方、スルガ銀行の不正・改ざんを指摘する被害者に対しては「真摯な態度」ではなく「毅然とした態度（戦闘的態度を意味する）」で臨むよう嵯峨社長より社内徹底されているが、株主には不正融資問題に対して過去に何が行われていたのか、正確な情報を提供することが必要である。

2018年に公表された第三者委員会の報告書において、シェアハウスのみならずアパートマンション向け融資についても、行内に不正行為が横行していたことが指摘されていたが、実態解明には不十分であった。そのためアパートマンション向け融資に関する不正について、改めて誠実な検証を行う為に第三者委員会を設置する必要がある。そのことを担保する為定款に定める必要がある。

【当社取締役会の意見】

反対 当社取締役会としては、以下の理由から本議案に **反対** いたします。

お客さまから改ざん・不正等を指摘された案件については、当社のコンプライアンス統括部等が中心となって、誠実・真摯に対応しておりますが、具体的にどのように対応するかは、ケースバイケースであるべきです。定款にこのような規定を設けた場合には、顧客から改ざん・不正等を指摘された案件全てにつき、一律に第三者委員会を設置しなければならないこととなりますが、それが常に最善の対応策であるとは考えておりません。

第8号議案 定款の一部変更の件（不正融資事件の迅速かつ正しい解決について）

1. 議案の要領

不正融資事件は迅速に正しい解決をする旨を定款に定める。

2. 提案の理由

公共性の高い銀行、ましてやプライム市場に上場している銀行が、不動産業者と結託し顧客の預金通帳や源泉徴収票を改ざんしたり、不正融資に深く関与するなど前代未聞であり言語道断である。

シェアハウス不正融資事件は解決に至ったものの、アパートマンション不正融資事件については全く解決していない。しかも外国人に対しても被害が及んでいることが明らかになっている。アパートマンション不正融資事件の被害は極めて多人数、巨額にのぼる。これを放置してはスルガ銀行にとっても経営に不透明感がいつまでも残り、株主にとっても極めて不利益な事である。よって不正融資事件が起きた場合は迅速に正しい解決をすることが会社の維持発展の為に必要であるのでその旨定款に定める。

【当社取締役会の意見】

反対 当社取締役会としては、以下の理由から本議案に **反対** いたします。

当社は全ての業務運営において迅速で正しい対応をとるべく努力しており、特に「不正融資事件」のみを取り上げて定款で「迅速かつ正しい解決」を規定することは適切ではありません。また、「迅速に正しい解決」というのは、極めて抽象的な文言で、当社の基本的な準則を定めるべき定款の規定に盛り込むことは適切でないと考えます。

第9号議案 定款の一部変更の件（業務改善命令の解除に向けたマイルストーンの明示について）

1. 議案の要領

金融庁から発令されている業務改善命令の解除に向けたマイルストーンを明示し、決算説明会で進捗状況を報告することとし、その旨を定款に定める。

2. 提案の理由

スルガ銀行は2018年に金融庁から業務改善命令を受けているが、3年半も経った今でもそれは解除されていない。それはアパートマンション不正融資事件が適正に解決されていないからである。これはプライム市場に上場する金融機関として恥ずべき事実であり、由々しき問題である。

株主が経営陣を監視することで、一日も早い経営再建及び業務改善命令の解除が可能となる。

業務改善命令発令以降、金融庁との対話及び今現在スルガ銀行に課されている課題の全てを明示し、業務改善命令の解除を受けるために、いつまでに何を行うのかマイルストーンを明示することが、業務改善命令解除への第一歩である。マイルストーンに対する進捗状況を、四半期毎の決算発表及び決算説明会で報告することが重要である。そのことを担保する為定款に定める必要がある。

【当社取締役会の意見】

反対 当社取締役会としては、以下の理由から本議案に **反対** いたします。

当社は、業務改善命令の進捗について、定期的に金融庁に対して報告を行っておりますが、その中には業務上の秘密に係る内容が多く含まれております。また、当社は、投資家の皆さまに対する開示については、法令及び証券取引所の規則に従って適切に行っておりますが、それを超えて決算説明会での報告を定款で義務付けることは、法令等を超えた過剰な情報開示義務を当社に課することになり、円滑かつ適正な業務運営の観点から妥当ではないと判断しております。

第10号議案 定款の一部変更の件（スルガ銀行が行った不正行為の株主への開示について）

1. 議案の要領

スルガ銀行において、銀行員の不正が発生した場合は、その不正行為の内容を株主に開示するものとし、その旨を定款に定める。

2. 提案の理由

スルガ銀行の元執行役員がスルガ銀行を相手取って起こした裁判において、スルガ銀行は営業ノルマ達成のために悪徳不動産業者と手を組み、資料を改ざんし、本来融資してはならない顧客に対して融資を実行したことが明らかになった。中には審査部が否決したにも関わらず、営業部門が恫喝して融資を実行したケースも存在した。これらの不正をしていた行員が今では支店長に就任している。

会社は株主のものである。よってスルガ銀行が行った全ての不正行為について株主に開示すべきである。

行員が不動産業者から受け取ったキックバック、行員が業者にLINEで送付した「エビどう？」をはじめとする融資審査資料の改ざん及び改ざん指示、行員と顧客の無面談での融資実行、行政機関の検査における検査忌避、生命保険の抱き合わせ販売の強要、歩積両建の強要等全ての不正行為を開示すべきである。それを担保するためその旨を定款に定める。

【当社取締役会の意見】

反対 当社取締役会としては、以下の理由から本議案に **反対** いたします。

当社社員の不正行為が発覚した場合には、法令等に基づき金融庁（財務局）への報告を行うとともに、法令及び証券取引所の規則により開示が求められる場合はもちろんのこと、事案の重大性等に鑑みて、自主的にもプレスリリースを行う等の対応も検討いたします。その重大性等に関わらず、不正発生都度必ず株主に開示することを定款上義務付けられる場合、法令等を越えた過剰な情報開示義務を当社に課することになり、円滑かつ適正な業務運営の観点から妥当ではないと判断しております。

第11号議案 定款の一部変更の件（重要な訴訟案件の開示について）

1. 議案の要領

元役員および元執行役員に対する訴訟もしくは元役員および元執行役員からの訴訟については、その全容を株主に対して説明することとし、その旨を定款に定める。

2. 提案の理由

スルガ銀行は、不正融資の全責任を麻生元執行役員（C o - C O O）に押し付けて解雇し、それを不服とした麻生元執行役員が、スルガ銀行を相手取り訴訟を起こしている。

賠償請求額の面では、有価証券報告書等に掲載する「重要な訴訟」に該当しないというのがスルガ銀行の主張と推察するが、スルガ銀行の稼ぎ頭であった元執行役員がスルガ銀行を相手取って裁判（不正融資に関与していたのは自分だけではないとの主張）を起こしていることは、コーポレートガバナンスの面で「極めて重要な訴訟」である。またスルガ銀行は元オーナーの岡野家に対してそのガバナンスの不正を問い訴訟を起こしている。これも「極めて重要な訴訟」である。このような重要な訴訟の開示を確保するため定款で定める必要がある。

【当社取締役会の意見】

反対 当社取締役会としては、以下の理由から本議案に **反対** いたします。

当社を当事者とする訴訟については、法令及び証券取引所の規則により開示が求められる場合は勿論のこと、事案の重大性等に鑑みて、自主的にもプレスリリースを行う等の対応も検討いたします。しかし、元役員及び元執行役員に対する訴訟、並びに元役員及び元執行役員からの訴訟には様々なものが考えられるところであり、それらについてその全容を一律に株主に開示することを定款上義務付けられる場合、法令等を超えた過剰な情報開示義務を当社に課することになり、円滑かつ適正な業務運営の観点から妥当ではないと判断しております。

第12号議案 定款の一部変更の件（融資における不正行為に対する社外取締役への内部通報制度の設置について）

1. 議案の要領

スルガ銀行が行った全ての融資について、過去分も含めて不正行為について内部通報を受け付ける厳格な内部通報制度を設けることを定款に定める。

2. 提案の理由

現在に至るまで、スルガ銀行内に蔓延している不正融資については、社内のパワハラなどにより、不正行為を知りつつもその口外を自重した社員が多く存在した。結果的にスルガ銀行に金額面でも信用の面でも大きな損害を引き起こすこととなった。

スルガ銀行には一応、内部通報制度が存在するようだが、握り潰しや情報漏洩が横行し、全く機能していない。これを改善するにはより厳格な内部通報制度を設ける必要がある。そのためには窓口を社外取締役、独立した法律事務所もしくは内部通報受付専門会社に委託する、情報源秘密保持の厳格化、会社の誠実対応義務等を定める必要がある。

【当社取締役会の意見】

反対 当社取締役会としては、以下の理由から本議案に **反対** いたします。

当社は従業者数300人を超える事業者として、公益通報体制の整備が義務付けられており、定款に内部通報制度についての規定を設けることは法令上の義務の再確認に過ぎず、不要であると考えます。なお、当社は、現に、公益通報者保護法及び最新の指針に則った内部通報制度を備えており、実際にも相応の数の通報がなされているのであって、その制度が機能していないという事実は、存在しないものと認識しております。具体的には、当社は、通報窓口として外部専門業者による窓口、外部の法律事務所による窓口及び監査等委員（社外取締役を含みます。）による窓口という独立した複数の窓口を設置し、通報者の匿名性も確保しつつ、広く通報を受け付ける体制を整備しております。また、通報がされた場合にはコンプライアンス統括部が、監査等委員（社外取締役を含みます。）及び外部の法律事務所とも適宜連携して、適正かつ厳格に通報対応を行っております。

第13号議案 定款第14条変更の件（オンラインのみでの株主総会の非実施について）

1. 議案の要領

当銀行の株主総会は、沼津市で開催とし、オンラインのみでの開催はしない旨を定款に定める。

2. 提案の理由

現在、業務改善命令が3年半以上も継続している異常事態である状況を踏まえ、株主総会は沼津市での開催としオンラインのみでの開催はしない旨を定款に定めることで、経営陣ができるだけ多くの株主から意見を直接聞く機会を設けることを提案する。特にオンラインに不慣れな株主に配慮し、オンラインのみでの開催は非実施にすべきである。

業務改善命令が継続している状況下において、安易な理由によるオンラインのみでの開催は株主との対話を放棄したに等しい。

【当社取締役会の意見】

反対 当社取締役会としては、以下の理由から本議案に **反対** いたします。

現行法制下においては、いわゆるバーチャルオンリー株主総会の開催を可能にするためには定款変更が必要となります。したがって、わざわざオンラインのみでの株主総会の開催はしない旨を定款で定めなくとも、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とする旨の定款変更について株主の皆さまのご承認を得ていない以上、当社はこれを実施することはできません（仮に2023年6月16日までの間に株主総会を開催する場合においても、産業競争力強化法に基づく経済産業大臣及び法務大臣の確認を経たうえで、同法の経過措置を利用する予定もありません。）。したがって、本議案のような定款変更は不要であると考えます。

以 上

■ スルガ銀行中期経営計画 “Re:Start 2025” (期間：2019年度～2025年度)

企業理念

“あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい。”

お客さま満足

株主価値

社員満足

社会への貢献

価値提供

新しいスルガ銀行の姿

ビジョン

- ・ 企業理念の実現に向けて、**お客さま本位の業務運営**を徹底し、コアビジネスであるリテールバンキングへの取り組みを通じて、当社ならではの**独自の価値提供**を実現することで、お客さまに心から満足していただき、社員もやりがいを感じる**“新しいスルガ銀行の姿”**を創出
- ・ **コンプライアンスの徹底とリスク・リターン**の適正なコントロールを行う態勢を構築し、公共性が高い金融機関として**“持続可能な新たなビジネスモデル”**を展開

経営戦略

コアビジネスである「リテールバンキング」を再構築するとともに、リスク分散と収益の安定化を目的に「市場性運用」を推進

- ✓ **RA業務粗利益***をコントロールし、リスク・リターンのバランスがとれた収益基盤を構築

リスク資本をコントロールした既存ビジネスの推進と新規事業への取組み、ストレス環境下で顕在化するリスクへの備え

- ✓ パーゼルⅢ改定後においても**自己資本比率8%以上**を堅持し、事業戦略を実現

* RA (Risk Adjusted) 業務粗利益 = 業務粗利益 - 実質与信費用

第1フェーズの基本戦略

環境認識

マイナス金利継続

- ✓ コスト削減、人員見直し
- ✓ 非金利ビジネスに注力

規制対応

- ✓ パーゼルⅢ改定
- ✓ 異業種参入による業際の見直し

Fintech対応

- ✓ システム化・省力化投資
- ✓ 異業種連携によるプラットフォーム化

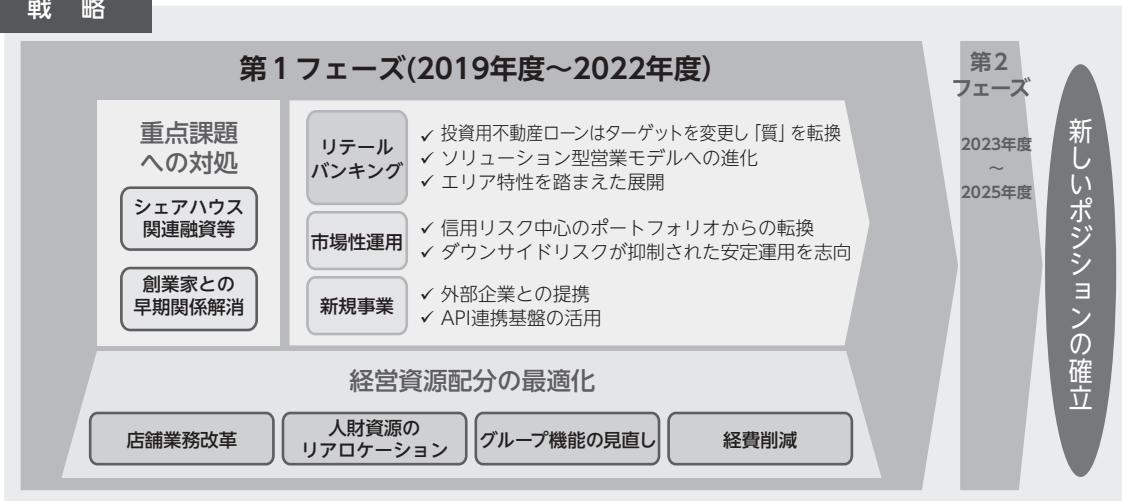
社会の変化

- ✓ 少子高齢化
- ✓ 都心集中

消費者の変化

- ✓ 相続・資産形成意識の向上
- ✓ 労働力・働き方・サービスニーズの多様化

戦略



(定時株主総会招集ご通知添付書類)

第211期事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、当社及び連結子会社6社で構成され、銀行業務を中心に、貸金業務、保証業務、リース業務等の金融サービスに係る事業のほか、事務処理代行業務等を行っております。

当社グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

(銀行)

当社においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、証券・投資信託・保険の窓口販売等を行い、これらの業務の取引増進に積極的に取り組んでおり、中心業務と位置づけております。

(その他)

連結子会社における主な業務は、スルガスタッフサービス株式会社の人材派遣業務、ダイレクトワン株式会社の貸金業務・リース業務・保証業務、株式会社エイ・ピー・アイの印刷業務、スルガカード株式会社のクレジットカード業務、スルガ・キャピタル株式会社の投資業務、スルガコンピューターサービス株式会社の事務処理代行業務・システム開発業務であります。

【金融経済環境】

当連結会計年度における日本経済は、期初から新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言等が断続的に発出され、個人消費の回復が遅れるなど力強さを欠く展開となりました。

一旦はワクチン接種進展の効果もあり10月以降、全国で緊急事態宣言等が解除されると景気は持ち直しの動きがみられましたが、1月に入り感染力の強いオミクロン株感染が拡大するとまん延防止等重点措置が適用され、再び消費は停滞する形となりました。

また、世界的にコロナ感染拡大に端を発した行動規制等の強化によりサプライチェーンが混乱し、供給制約が課題となりました。供給制約は歴史的な高インフレをもたらし、その影響は各国中央銀行の金融政策にも及び、コロナ禍における大規模金融緩和の政策を転換する契機となりました。

このような経済環境のもと、期初29,000円台であった日経平均株価は、夏場にかけては景気回復ペースが緩やかだったことなどから下落しました。秋以降、首相交代による政策期待から30,000円台を一時的に回復しましたが、その後は失速し2021年中は膠着感の強い展開となりました。2022年に入ると米FRBによる早期金融引き締めへの警戒感やロシアのウクライナ侵攻による情勢悪化に伴い、世界的に株価は下落し、日経平均株価も大幅に調整し24,000円台をつける場面もありましたが、期末には27,000円台まで回復しました。

外国為替市場は、期初1ドル110円台で始まり、しばらくはレンジでの推移となりました。10月以降は米FRBの早期利上げ観測の高まりから日米金利差が拡大したことに加えて輸入コストの増加による本邦経常収支悪化もあり、11月には1ドル115円台まで円安ドル高が進展しました。その後もウクライナ情勢の悪化によるリスク回避のドル買いの動きやインフレ高進による米金融引き締め観測の高まりにより、期末付近には一時1ドル125円台まで円安ドル高が進行する場面もみられました。

本邦長期金利は、期初0.120%で始まった後、緊急事態宣言が発出されるなか、経済活動の正常化には遠いとの思惑から金利低下が進み8月には一時ゼロ%に到達しました。その後インフレ高進により米国内で利上げ観測が高まると米金利上昇に合わせて本邦長期金利もやや上昇しました。年明け以降は米FRBが早期の金融引締めを示唆したことや、ウクライナ情勢悪化による資源価格高騰等を背景としたインフレ懸念から世界的に金利が上昇しました。日本においてもその影響から長期金利は上昇しましたが、3月に日銀が金利許容幅の上限としている0.25%に近付くと連続指値オペが実施され、金融緩和政策の継続が改めて意識されると再び長期金利は低下し、期末は0.210%となりました。

【企業集団の事業の経過及び成果】

このような金融経済情勢のなか、当社は、当連結会計年度においても、社会機能の維持に不可欠な金融インフラとして、当社の地元である静岡県・神奈川県内企業をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているお客さま対応を第一優先に、事業を継続するとともに、中期経営計画「Re:Start2025」で目指す“持続可能な新たなビジネスモデル”を構築すべく、営業活動を推進しております。

また、中期経営計画の重点課題としている「シェアハウス関連融資等」への対応としては、2022年3月25日に第3陣のシェアハウス関連融資債権の一括譲渡を実施しました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの事業の成果は次のとおりとなりました。

預 金 当連結会計年度末残高は、前年度末比613億67百万円増加し、3兆3,073億7百万円となりました。また、個人預金を含めた個人預り資産残高は、前年度末比458億37百万円増加し、2兆7,895億87百万円となりました。

貸 出 金 個人ローン残高の減少により、全体では、前年度末比1,714億81百万円減少し、2兆1,480億79百万円となりました。

有価証券 当連結会計年度末の有価証券残高は、前年度末比1,960億86百万円増加し、4,634億32百万円となりました。

損 益 経常収益は、貸出金利息の減少による資金運用収益の減少等により、前年度比77億19百万円減少し、920億72百万円となりました。経常費用は、与信費用の増加等により、前年度比47億99百万円増加し、814億76百万円となりました。この結果、経常利益は前年度比125億17百万円減少し、105億96百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比134億73百万円減少し、79億60百万円となりました。

営業店舗につきましては、中期経営計画「Re:Start2025」で掲げる構造改革の一環として、店舗業務機能の見直しに取り組み、当事業年度は静岡エリア4店舗、首都圏エリア1店舗の店舗統廃合を実施いたしました。具体的には、「伊豆中央支店」を「伊豆長岡支店」に、「沼津静浦支店」を「沼津南支店」に、「伝馬町支店」を「静岡支店」に、「ウェルディ長泉出張所」を「長泉支店」に、「ミッドタウン支店」を「東京支店」に、それぞれ統合をいたしました。

当期末の店舗数はインターネット支店の11店舗を含め118か店となっております。店舗外ATMにつきましては、当社の店舗外ATMのほか、「セブン銀行ATM」、「イーネットATM」、「タウンネットワークサービスATM」及び「イオン銀行ATM」を含め、当年度末42,488か所となりました。

業務提携先との進捗につきましては、従来型の銀行サービスから、新しい銀行サービスを創り上げ、様々なお客さまに貢献することを目指し、株式会社ノジマと2020年5月の資本業務提携に関する合意書に基づき、具体的に協議を進めてまいりましたが、実質的な提携に至ることなく、2022年3月8日に本合意書を解消することで合意し、2022年3月9日に当社が実施いたしました自己株式の取得に、株式会社ノジマは保有する当社株式を応募し、売却したことをもって解消になりました。

その他の取組みとしては、当事業年度では持続可能な社会の実現(SDGs)及び企業価値の維持・向上に向け、当社グループとして優先的に取り組むべき重要課題(マテリアリティ)を策定いたしました。検討にあたっては、2020年に世界フォーラムで提唱された「ステークホルダー資本主義指標^{*1}」の4つの柱/測定指標と拡大指標を参考に、当社を取り巻く環境の中長期的なトレンドの調査、分析と様々なステークホルダーからのご意見を踏まえ、関連性・親和性の分析と評価を行いました。当社グループの重要課題(マテリアリティ)は「盤石なガバナンス基盤の確立(ガバナンスの原則^{*2})」「社員が活躍・成長できる環境の整備(人^{*2})」「サステナブルな地域経済・社会の構築(繁栄^{*2})」「環境保全への貢献(地球^{*2})」の4つになります。これらの重要課題(マテリアリティ)を解決するための活動を通じて、地域の経済及び社会の持続的な発展に貢献してまいります。

4つの重要課題(マテリアリティ)のうち「サステナブルな地域経済・社会の構築」の取組みの一環として、自転車振興による地域活性化に向けた地元連携の基盤づくりを目指し、新たに民間企業4先を加え、2022年3月末時点で13の自治体/民間企業との「自転車振興に関するパートナーシップ協定」を締結し、様々なシティプロモーションやサイクリングイベントを実施してきました。シティプロモーションでは、自転車を通して地域の魅力を当社SNSとWebで発信する企画を、神奈川県平塚市(ひらつかLaLaぽた)、静岡県富士宮市(宮ぽた)、静岡県伊豆の国市(伊豆の国まるごとポタリング)、静岡県静岡市(しずチャリTouring)にて各協定先と共同で展開し、自転車で巡る同地域の観光スポット情報を発信いたしました。サイクリングイベントとしては、「JCGAサイクリングツアーCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」に準拠した運営方法のもとで各自治体と協力し、少人数制のプレミアムライドイベントを30回開催いたしました。今後も、静岡県・神奈川県の各地域の皆さまとともに、地域観光資源を活用したサイクルツーリズムの推進や、自転車の機動性を活かした細やかな観光情報の発信を通じて、交流人口の拡大と

地域の活性化に貢献してまいります。

※1同指標は、既存のESG情報開示基準(CDP,CDSB,GRI,IIRC,SASB)に依拠して作成されており、企業が取り組み開示すべきESG課題を項目ベースで網羅しております。

※2ステークホルダー資本主義指標の4つの柱：ガバナンスの原則、人、繁栄、地球

【企業集団の対処すべき課題】

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が長期化し、感染症対策と経済活動の両立を図る動きが進んでいるなか、依然として個人や企業の活動が制限され、広範囲に影響が及んでおります。このような状況下において、当社は「お客さま本位」を基本とし、新型コロナウイルス感染症拡大などにより影響を受けたお客さまからのご融資に係るご相談に迅速かつ柔軟に対応し、地域経済活動を支援する金融機関として、金融仲介機能を発揮してまいりました。

当社は、引続き、企業理念「あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい。」のもとお客さまが抱えるご不安や課題に真摯に向き合い、課題解決のための金融仲介機能の向上を図り、地域に貢献してまいります。

2019年11月に策定した中期経営計画「Re:Start2025」では、お客さま本位の業務運営を徹底し、リテールバンキングを通じた独自の価値提供により、お客さまに心から満足していただき、結果として、株主、社員、そして社会にも価値提供を行う“新しいスルガ銀行の姿”を創出することをビジョンに掲げております。このビジョンの実現に向け、当社は長年築き上げてきた独自のインフラとノウハウに新たな視点を加え、ミドルリスク・ミドルリターンのリテールバンキングを展開し、コンプライアンスの徹底とリスク・リターンの適正なコントロールを行う態勢の整備により、公共性が高い金融機関として“持続可能な新たなビジネスモデル”を構築してまいります。

当社の重点課題となっているシェアハウス関連融資問題については、終局的解決に向け、2022年3月25日に東京地方裁判所の調停委員会の調停勧告に基づき、3回目のシェアハウス関連融資債権の一括譲渡を実施いたしました。当社は、引続き、「シェアハウス等顧客対応室」にて、お客さまの個別の状況に応じて真摯に対応し、シェアハウス関連融資問題の解決に取り組んでまいります。

ソリューション型営業モデルへの進化に向けて、静岡県・神奈川県において、お客さまのニーズや地域特性に合わせたきめ細やかな対応ができるよう、組織を8エリア制から30エリア制へ細分化いたしました。また、店舗のバックオフィス業務の本部集約とDX等を取り入れたデジタル化による業務効率化をさらに進め、お客さまに寄り添った接遇時間の拡大と、業務・店舗運営コストの削減を両立させ、構造改革を実現してまいります。

当社は、持続可能な社会の実現(SDGs)及び企業価値の維持・向上に向け、当社グループとして優先的に取り組むべき重要課題(マテリアリティ)を策定いたしました。これまでも各自治体と連携し、自転車振興を通して交流人口の拡大と地域の活性化に取り組んでまいりましたが、社会的課題が複雑化、多様化するなかで、これからも創造性とイノベーションを発揮して課題の解決と経済成長の両立を図り、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆さま、お客さま、その他ステークホルダーの皆さま方には、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

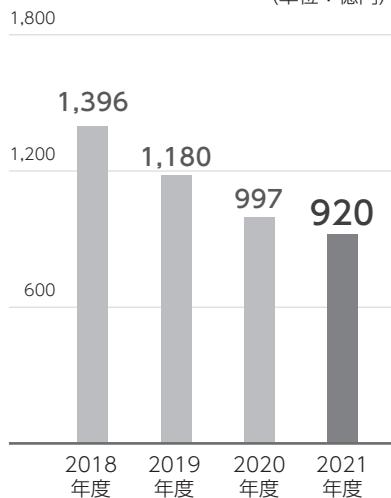
(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	139,635	118,008	99,791	92,072
経常利益又は経常損失(△)	△74,342	41,763	23,113	10,596
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△97,146	25,324	21,433	7,960
包括利益	△99,947	15,192	30,036	△2,673
純資産額	242,308	256,892	285,770	264,229
総資産	3,428,327	3,481,579	3,550,415	3,589,982
信託財産	1,627	1,460	1,376	1,243
信託報酬	0	0	0	0

(注) 2018年度の「経常利益又は経常損失(△)」及び「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)」が前年度比減少した主な要因は、貸倒引当金繰入額の増加によるものです。

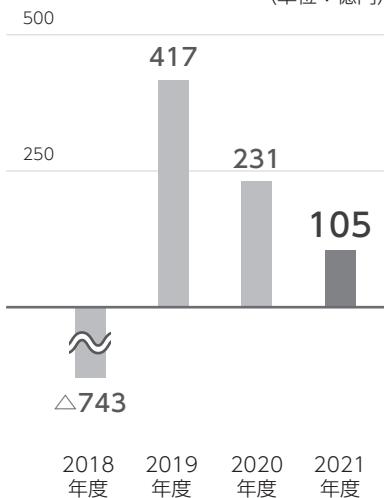
■ 経常収益

(単位：億円)



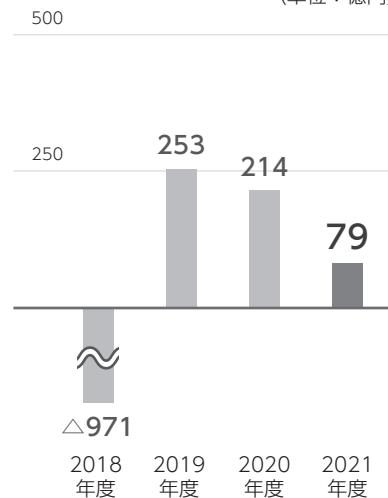
■ 経常利益又は経常損失(△)

(単位：億円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)

(単位：億円)



□ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

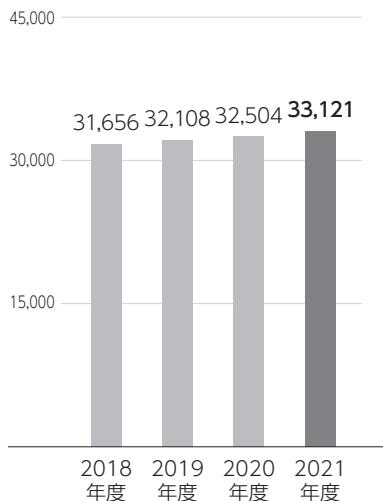
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	3,165,680	3,210,823	3,250,483	3,312,181
定期性預金	1,645,098	1,706,649	1,739,482	1,736,399
その他	1,520,581	1,504,174	1,511,000	1,575,781
貸 出 金	2,898,864	2,496,157	2,310,982	2,138,587
個人向け	2,673,660	2,316,189	2,083,202	1,844,322
中小企業向け	178,996	128,100	159,042	217,992
その他	46,208	51,868	68,738	76,273
商 品 有 価 証 券	167	180	103	82
有 価 証 券	136,166	137,729	270,439	466,243
国 債	—	2,518	—	—
その他	136,166	135,211	270,439	466,243
総 資 産	3,412,017	3,469,060	3,527,376	3,568,782
内 国 為 替 取 扱 高	14,432,745	13,055,568	11,489,163	10,741,740
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,222	百万ドル 1,104	百万ドル 2,249	百万ドル 570
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△74,985	39,991	19,982	10,093
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△97,016	24,474	18,941	7,854
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	円 銭 △418.80	円 銭 105.65	円 銭 81.76	円 銭 34.26
信 託 財 産	1,627	1,460	1,376	1,243
信 託 報 酬	0	0	0	0

(注) 1 定期性預金は、「定期預金」から確定拠出年金定期を除き、「その他の預金」のうち外貨定期預金を含みます。

2 2018年度の「経常利益又は経常損失(△)」及び「当期純利益又は当期純損失(△)」が前年度比減少した主な要因は、貸倒引当金繰入額の増加によるものです。

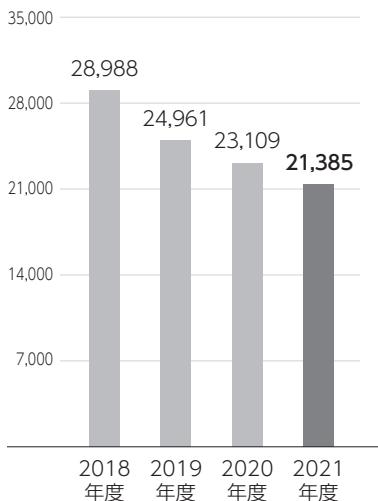
預金

(単位：億円)



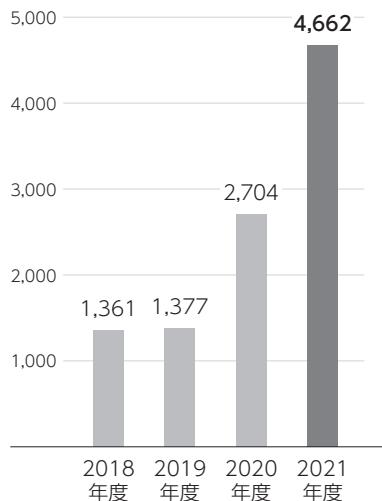
貸出金

(単位：億円)



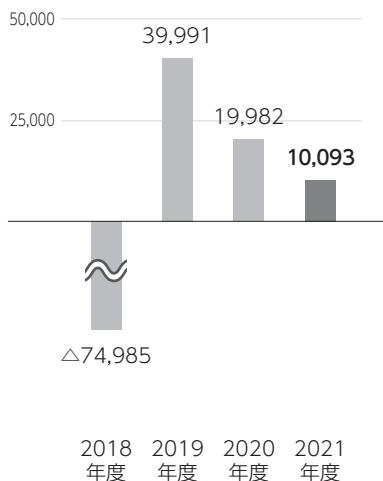
有価証券

(単位：億円)



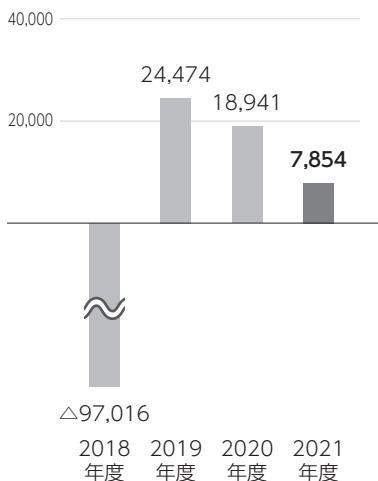
経常利益又は経常損失(△)

(単位：百万円)



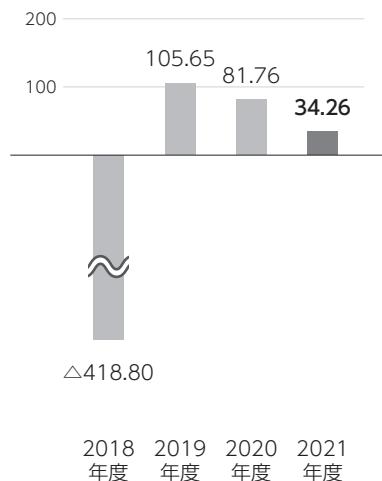
当期純利益又は当期純損失(△)

(単位：百万円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)

(単位：円)



(3) 企業集団の使用人の状況

イ 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末	
	銀 行	そ の 他
使 用 人 数	1,352人	255人

(注) 使用人数には、臨時雇員、嘱託等及び外部への出向者は含まれておりません。

ロ 当社の使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,397人
平 均 年 齢	44歳8月
平 均 勤 続 年 数	20年7月
平 均 給 与 月 額	457千円

- (注) 1 使用人数には、臨時雇員及び嘱託等は含まれておりません。
 2 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

(イ) 営業所数

	当 年 度 末
静 岡 県	72 店 (2) うち出張所
神 奈 川 県	36 (2)
東 京 都	4 (1)
北 海 道	1 (-)
埼 玉 県	1 (1)
千 葉 県	1 (1)
愛 知 県	1 (-)
大 阪 府	1 (-)
福 岡 県	1 (-)
合 計	118 (7)

(注) 上記のほか、店舗外ATMを42,488か所設置しております。当社の店舗外ATM141か所のほか、セブン銀行ATM24,368か所、イーネットATM12,100か所、タウンネットワークサービスATM259か所及びイオン銀行ATM5,620か所を含みます。

(ロ) 当年度新設営業所
当年度の新設営業所はありません。

(ハ) 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

(ニ) 当社が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

□ その他事業

スルガカード株式会社本社：東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号ほか

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行	3,564
その他	61
合計	3,626

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行	店舗移転・改装等	2,489

ハ 重要な設備の処分、除却

重要な設備の処分、除却はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務 内 容	資本金	当社が有 する子会 社等の議 決権比率
スルガスタッフ サービス株式会社	静岡県駿東郡長泉町東野 字八分平500番地の12	人材派遣業務	20 百万円	100.00%
ダイレクトワン 株式会社	静岡県沼津市大手町 五丁目6番7号	貸金業務、リース 業務、保証業務	2,400 百万円	79.53%
株式会社 エイ・ピー・アイ	静岡県沼津市小諏訪30番地の1	印刷業務	50 百万円	51.00%
スルガカード 株式会社	東京都中央区日本橋室町 一丁目7番1号	クレジットカード 業務	50 百万円	50.00%
スルガ・キャピタル 株式会社	静岡県沼津市大手町 五丁目6番7号	投資業務	200 百万円	50.00%
スルガコンピューター サービス株式会社	静岡県駿東郡長泉町東野 字八分平500番地の12	事務処理代行業務 システム開発業務	100 百万円	50.00%

(注) 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

- 1 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- 2 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- 3 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(2021年度末現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職
嵯峨 行 介	代表取締役社長	経営管理本部管掌
加藤 広 亮	代表取締役副社長	CCO 総合企画本部・コンプライアンス統括部・システム部・市場金融部管掌
堤 智 亮	常務取締役	審査本部・融資管理本部管掌
戸谷 友 樹	取締役	営業本部・業務管理本部管掌
峯村 悠 吾	取締役	総合企画本部管掌
草木 頼 幸	取締役 (社外取締役)	—
板倉 一 真	取締役等委員	—
野下 え み	取締役等委員 (社外取締役)	ふじ合同法律事務所 弁護士 東京簡易裁判所 調停委員
行方 洋 一	取締役等委員 (社外取締役)	行方国際法律事務所 代表弁護士 LINE株式会社 社外監査役 LINE Pay株式会社 社外監査役
佐竹 康 峰	取締役等委員 (社外取締役)	—

- (注) 1 取締役草木頼幸氏は2022年3月末日に株式会社大和総研の顧問を退任しております。
 2 取締役監査等委員の板倉一真氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、当社の業務執行に関する知識及び経験を活かし、監査の実効性をより高めるとともに、持続可能な監査体制を構築するためであります。

(当年度中に退任した役員)

氏名	地位	担当及び重要な兼職	その他
野島 廣 司	取締役副会長 (社外取締役)	株式会社ノジマ* 取締役兼代表執行役社長 (CEO) アイ・ティー・エックス株式会社 代表取締役社長 ニフティ株式会社 取締役	2021年6月1日 辞任

- (注) 1 *印は上場会社
 2 当年度中に退任した役員の地位、担当及び重要な兼職の状況は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえて、取締役会決議により、以下のとおり報酬ポリシーを定めております。

1. 経営方針

当社は、“お客さま本位の業務運営の先にある当社が目指す姿”、“そのために追求すべきこと”を検討した結果、「あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい。」と表現する新たな企業理念に至りました。

お客さま本位の業務運営を徹底し、当社の強みであるリテールバンキングを通じた独自の価値提供によりお客さまに心から満足していただき、結果として、株主、社員、そして社会にも価値提供することができる“新しいスルガ銀行の姿”の創出を目指します。

2. 役員報酬の基本方針

当社は、役員報酬を上記の経営方針を実現するための位置づけとし、以下の点に基づき、構築・運用するものとします。

- ・当社グループの業績や株式価値との連動を重視し、短期的な業績のみならず、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を一層高める制度とします。
- ・経営方針の実現を担う優秀な人材を社内外から確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とします。
- ・報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、すべてのステークホルダーの皆さまから信頼される報酬制度とします。
- ・具体的な役員報酬制度の設計については、今後の法制度の動向や社会的な動向を踏まえ、常に適切な報酬制度であり続けるよう継続して検討します。

3. 報酬ガバナンス

役員報酬制度の内容の独立性・客観性・透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として、委員長及び委員の過半数以上を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等につき十分な審議を経た上で、取締役会に対して助言・提言を行います。また、社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用し、その支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向及び経営状況等を考慮し、報酬制度の内容について検討することとします。

取締役会は、個人別の報酬額について、指名・報酬委員会に原案を諮問するとともに、代表取締役社長に対し、個人別の報酬額の具体的内容を、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定することを委任するものとします。指名・報酬委員会に諮問する内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の目標達成度等を踏まえた賞与

の評価配分とします。また、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該諮問による答申の内容を踏まえた決定をしなければならないこととします。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会で取締役個人別の交付株式数を決議します。

4. 報酬水準

役員報酬の水準については、上記の基本方針に基づき適正な水準になるよう決定しております。具体的には、当社の事業内容及び経営環境を考慮しながら、外部調査機関の提供するデータベースを定期的に確認し、同業他社（地方銀行）や利益水準が同規模である企業の役員報酬水準を参考に決定します。

5. 報酬構成

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、各役員の役割や役位に応じた「基本報酬（金銭）」、短期インセンティブ報酬としての「賞与（金銭）」、及び中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬（株式）」の3部構成とします。また、報酬構成の標準モデルは、基本報酬60%、賞与20%、株式報酬20%を原則としますが、各役員の役割や役位によっては、会社業績及び企業価値向上へのコミットメントをより強める観点から、インセンティブ報酬の比率を高める設計とすることで、中長期的な企業価値の向上を後押しするための報酬構成としております。なお、社外取締役及び監査等委員の報酬は、過度なリスクテイクを防止し、取締役を適切に監督する観点から、業績には連動させず、「基本報酬」のみで構成されます。

6. 報酬項目の概要

<基本報酬>

職責の大きさに応じて役割や役位ごとに金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

<賞与>

年度ごとの当社グループの連結業績、担当部門の業績及び取締役個人の業務執行に対するインセンティブ付与を目的として、原則、事業年度終了後3ヵ月以内に支給します。本報酬は、各役員の目標達成度等に応じて、0～150%の範囲内で変動します。

<株式報酬>

当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与及び株主との利害意識の共有を促すことを目的として、原則として退任時に支給します。

株式報酬は、中期経営計画の目標達成度等に応じて決まる業績連動(Performance Share)部分と、株主との利害意識の共有を促す非業績連動(Restricted Stock)部分により構成され、業績連動部分の割合はおおむね5割以上とします。

- ・業績連動 (Performance Share)
中期経営計画における財務目標であるRA業務粗利益等を指標とし、目標達成度等に応じて0～150%の範囲内で変動します。
- ・非業績連動 (Restricted Stock)
株主価値との連動を一層促すため、交付株式数固定の株式報酬として支給します。

なお、本制度は、対象者に対して、毎年、ユニットを付与し、退任時にユニット数に相当する当社株式を交付するものです。

7. 株式報酬の没収 (クローバック・マルス)

過度なリスクテイクを抑制し、経営の健全性を確保するとともに、会計不正等の重大な不祥事や過年度決算の大規模訂正を未然に防止することを目的に、株式報酬の全部又は一部の没収を求める条項 (いわゆるクローバック条項、マルス条項) を株式交付規程に制定いたします。

取締役会が、取締役の在任期間中に重大な不適切行為等があったと判断した場合には、指名・報酬委員会での審議・答申結果を踏まえて、株式報酬を受ける権利の全部若しくは一部の没収、又は支給済み株式報酬の全部若しくは一部の返還を当該取締役に請求するか否かにつき決議するものとします。

8. 情報開示等の方針

役員報酬制度の内容については、ディスクロージャー・ポリシーに基づき、各種法令等に従い作成・開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書及びホームページ等を通じ、迅速かつ積極的に開示します。また、株主や投資家の皆さまとのエンゲージメントについても、積極的に実施します。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、上記報酬ポリシーのとおり、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、代表取締役社長嵯峨行介が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬額及び賞与に係る個別配分額の決定であります。

上記の権限を委任した理由は、事前に指名・報酬委員会の審議・答申を経ることにより決定プロセスの独立性及び客観性が確保されていることを前提として、業務執行を統括する代表取締役社長が、指名・報酬委員会の答申の範囲内において、当社全体の業績を俯瞰しつつ個々の業務執行取締役の目標達成度等の評価を実施することに最も適しているからであります。

③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委員長及び委

員の過半数以上を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において、公正、透明かつ厳格な答申を経たことを確認し、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は当事業年度の取締役の報酬が当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、当該指名・報酬委員会は2021年度において10回以上開催しており、審議した報酬に関する主な内容としては以下のとおりです。

- ・取締役評価、賞与支給について
- ・株式交付、株式報酬支給について

④ 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給 人数	報酬 等	報酬等の種類別の総額				
			基本 報酬	賞与	株式報酬		
					非業績連動部分	業績連動部分	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外役員)	9名 (3名)	281 (18)	173 (18)	41 (-)	38 (-)	28 (-)	
取締役(監査等委員) (うち社外役員)	5名 (4名)	59 (45)	59 (45)	- (-)	- (-)	- (-)	

- (注) 1 「賞与」は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
- 2 「株式報酬」は、当事業年度における事後交付型株式報酬に係る当期付与分の費用計上額を記載しております。当社は非金銭報酬として事後交付型株式報酬を導入しております。制度概要としては、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対し非業績連動部分の固定ユニットと業績連動部分の業績連動ユニットを毎年付与し、退任時にユニット数に相当する当社株式を交付するものです。なお、業績指標としては当社の中期経営計画「Re:Start2025」第1フェーズにおける財務目標であるRA業務粗利益・OHR・自己資本比率を選択しております。本指標を選択した理由としては、株主の皆さまとの利害共有のために掲げている中期経営計画を重要視しているためです。2022年度の実績に応じて0~150%の範囲内で変動するため、実績については、2022年度の結果が把握でき次第、有価証券報告書に記載いたします。
- 3 上記人数には、2021年6月1日に退任した社外役員である取締役(監査等委員を除く)1名、2021年6月26日開催の第210期定時株主総会のときをもって退任した取締役(監査等委員を除く)2名(うち社外役員1名)及び社外役員である取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
- 4 2019年6月26日開催の第208期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)は年額300百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は4名)です。また、同定時株主総会において、監査等委員である取締役は年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は3名)です。2020年6月26日開催の第209期定時株主総会において、第208期定時株主総会における決議とは別に取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に事後交付型株式報酬として対象期間ごとに付与する金銭報酬債権金額の上限を675百万円、交付等が行われる当社普通株式等の数の上限を1事業年度あたり800,000ユニット(1ユニットは当社普通株式1株)とする決議をいただいております。また、役員退職慰労金からの移行措置として付与されるユニットの原資として、150百万円を上限とする金銭報酬債権、300,000ユニットを上限とするユニット(1ユニットは当社普通株式1株)を別途付与する決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の株式報酬の対象となる取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)の員数は6名です。

(3) 責任限定契約

当社は、社外役員として有用な人財の招聘を継続的に行い、期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款において、業務執行取締役等を除く取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、下記4名の社外役員は当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

氏名	責任限定契約の内容の概要
草木 頼 幸	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとしております。
野下 え み	
行方 洋 一	
佐竹 康 峰	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
草木 頼 幸	—
野下 え み	ふじ合同法律事務所 弁護士 東京簡易裁判所 調停委員
行方 洋 一	行方国際法律事務所 代表弁護士 LINE株式会社 社外監査役 LINE Pay株式会社 社外監査役
佐竹 康 峰	—

- (注) 1 取締役草木頼幸氏は2022年3月末日に株式会社大和総研の顧問を退任しております。
 2 当社とふじ合同法律事務所及び東京簡易裁判所との間には特別な関係はありません。
 3 当社と行方国際法律事務所及びLINE株式会社との間には特別な関係はありません。当社はLINE Pay株式会社と決済サービスに関する取引がありますが、直前事業年度における当該企業の年間連結売上高及び当社の連結業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は1%未満であります。
 4 取締役草木頼幸氏、取締役（監査等委員）野下えみ氏、取締役（監査等委員）行方洋一氏及び取締役（監査等委員）佐竹康峰氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
取締役 草木 頼 幸	1年9ヶ月	○取締役会 19回開催中19回出席	証券業界での豊富な経営経験を活かし、営業や人材マネジメントなど幅広い知識と見識に基づく意見・提言を通じて、業務執行を適切に監督しております。また、任意の指名・報酬委員会の委員長として、積極的に提言しております。
取締役 監査等委員 野下 え み	3年9ヶ月	○取締役会 19回開催中19回出席 ○監査等委員会 16回開催中16回出席	法務に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会等において有益な発言を行うとともに、監査等委員として自ら積極的に監査活動を行い、その役割を適切に果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的に提言しております。
取締役 監査等委員 行方 洋 一	3年9ヶ月	○取締役会 19回開催中19回出席 ○監査等委員会 16回開催中16回出席	取締役会の議長を務め、的確に議事進行を行っております。また、金融法務や内部統制・コンプライアンスに関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、取締役会等において有益な発言を行うとともに、監査等委員として自ら積極的に監査活動を行い、その役割を適切に果たしております。
取締役 監査等委員 佐竹 康 峰	1年9ヶ月	○取締役会 19回開催中19回出席 ○監査等委員会 16回開催中16回出席	監査等委員会の委員長として円滑な運営を行っております。また、企業経営者や金融機関出身者として培われた豊富な経験や実績、幅広い知識と見識から、取締役会等において、経営全般や有価証券運用・市場リスク管理にわたる課題の指摘や提言などを行うとともに、監査等委員として自ら積極的に監査活動を行い、その役割を適切に果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給 人数	銀行から の報酬等	銀行からの報酬等の種類別の総額				銀行の親会社等 からの報酬等
			基本報酬	賞与	株式報酬		
					非業績連動部分	業績連動部分	
報酬等の合計	7名	63	63	—	—	—	—

(注) 上記人数には、2021年6月1日に退任した取締役（監査等委員を除く）1名、2021年6月26日開催の第210期定時株主総会のときをもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名及び取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	400,000千株
	発行済株式の総数	232,139千株
	（うち自己株式	43,818千株）

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	32,465名
--------------------	---------

(3) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	23,200	12.31
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	8,052	4.27
損害保険ジャパン株式会社	7,429	3.94
明治安田生命保険相互会社	7,351	3.90
中井 昌暁	6,980	3.70
一般財団法人スルガ奨学財団	5,401	2.86
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	2,942	1.56
株式会社SBI証券	2,846	1.51
株式会社岡三証券グループ	2,597	1.37
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 京浜急行電鉄口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	2,470	1.31

- (注) 1 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2 当社は、自己株式43,818千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 3 持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の種類及び種類ごとの数
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）	1人	普通株式 85,100株
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）	－	－株
監査等委員である取締役	－	－株

- (注) 1 表中の株式は、当事業年度中に職務執行の対価として交付した当社株式を記載しております。
 2 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社役員（取締役）に関する事項（2）会社役員に対する報酬等」に記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

（自己株式の取得）

当社は、株式会社ノジマとの資本業務提携の解消にあたり、同社が保有する当社株式の処分について申入れがあったため、会社法第459条第1項第1号及び第156条第1項並びに当社定款第33条の規定に基づき、2022年3月8日開催の取締役会決議により、2022年3月9日に以下のとおり自己株式を取得いたしました。

①取得した株式の総数

当社普通株式 43,414千株

②株式の取得価額の総額

17,669,498千円

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 根津 昌史 指定有限責任社員 山田 修 指定有限責任社員 岩崎 裕男	135	—

- (注) 1 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、150百万円であります。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
- 3 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ、報告を受け、監査計画の内容、前期会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠の適切性・妥当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意しました。
- 4 当事業年度における上記報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬が8百万円あります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、解任を検討いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

ロ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実

該当事項はありません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針（内部統制システム構築の基本方針）を次のとおり決議しております。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、職務決裁権限規程等を整備し、決裁区分を明確化するとともに、取締役会や取締役が執行を監督する体制整備を行っております。
- ②当社の役職員による全ての行動・判断の基準となるコンプライアンス憲章を策定し、経営者は自らが率先して実践するほか、社員への継続的な教育・研修などの機会に繰り返し伝えております。また、コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理の行動計画であるコンプライアンス・プログラムを半年毎に策定し、継続的にコンプライアンス憲章の浸透を図っております。
- ③役職員の行動基準となるコンプライアンス憲章を実践するうえで必要な事項を定めたコンプライアンス規程その他の関連規程を制定し、その徹底を図っております。
- ④取締役会は、コンプライアンス憲章の実践を阻害する事象・要因をコンプライアンス・リスクと捉え、第2線及び第3線に十分な資源を配分した「スリーライン・ディフェンス」（第1線の営業店、第2線の審査本部等のリスクに対する監視を行う管理部門、第3線の内部監査部）の枠組みにより、執行部が、コンプライアンス・リスク管理態勢を整備・運用しているか、監視しております。
 - 1) 支店長をはじめとする営業店等（第1線）のリスク・オーナーシップを醸成して自律的なリスク管理を実現するとともに、支店長を補佐するコンプライアンス・リーダー及びコンプライアンス・リーダーを支援するコンプライアンス・エリアサポーターを配置し、コンプライアンス・リスク管理の状況がコンプライアンス統括部に報告される体制を整備し、牽制機能を発揮させております。
 - 2) リスクに対する監視を行う管理部門（第2線）は、独立した立場から、営業店等（第1線）の自律的なリスク管理を支援・牽制しております。また、コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・リスクを全社的に把握・評価して統合的に管理しております。
 - 3) 社長直轄の内部監査部（第3線）が独立した立場からリスクベース・アプローチに基づき内部監査を実施し、各営業店のコンプライアンス・リスク管理態勢等を監査するとともに、コンプライアンス統括部によるリスク管理態勢等を監査しております。また、内部監査部は、経営に正確なアシュアランスと示唆のあるコンサルティングを提供する経営監査の実現に向けた体制整備を進めてまいります。
- ⑤コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理に関する重要事項の審議機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会において審議した内容は、定期的に取り締役に報告しております。
- ⑥コンプライアンスを推進・実現する最高責任者としてCCO（Chief Compliance

- Officer) を設置しております。
- ⑦ 役職員の法令違反等に関する通報を受け付ける内部通報制度やお客さまの苦情及び当局・銀行協会等を通じて把握した苦情・通報等のリスク情報が取締役会に適切に報告される体制を整備しております。
 - ⑧ 社員が法令違反等又はその可能性を認識した場合には、内部通報窓口又は所属長等に速やかに報告しなければならない、報告を受けた所属長等は直ちにコンプライアンス統括部に報告しなければならないことを「コンプライアンス規程」等に定め、社員に浸透させております。またコンプライアンス統括部は、法令違反等の内容が重大である場合は、その内容を直ちにＣＣＯに報告いたします。ＣＣＯは、必要に応じて速やかに取締役会及び監査等委員会へ報告し、違法又は不適切な行為に対し、速やかに是正・再発防止措置を取るほか、経営に影響を与える恐れのある悪い知らせを速やかに組織的に共有し、対処することの必要性を社員に徹底しております。
 - ⑨ 内部通報制度の実効性を高めるため、役員の不正行為等の通報先として監査等委員通報窓口を設置しております。受付担当監査等委員は、必要がある場合にはＣＣＯに対して通報内容等を報告するほか、監査等委員会は、調査の結果、コンプライアンス違反行為等が認められた場合には、コンプライアンス委員会に調査結果等を報告のうえ、再発防止策等の必要な措置を講じるよう勧告等を行うことができます。
 - ⑩ 法令等に反する行為や不正な行為が認められた場合は、懲戒を含めた厳正な対処を行っております。
 - ⑪ 健全な企業文化を醸成するため、全ての役職員に対し融資業務や法令等遵守に関して銀行員として備えるべき知見を身につけさせる教育・研修を実施する体制や中長期的な社員の成長や仕事に対する取組みなどのプロセスを重視した評価制度を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び各種の社内規程等に基づき、各会議の議事録及び職務執行の重要な指示・伝達事項その他の文書等を適切かつ確実に保存・管理しております。また、取締役及び内部監査部がこれらの文書等を常時閲覧できる体制、及び執行部に対して報告を求めることができる体制としております。
- ② 情報資産の機密性、完全性、可用性確保の観点から、情報資産の重要度に応じて管理レベルを分け、情報の管理が有効に機能する体制としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的リスク管理規程を整備し、統合的リスク管理部門を設置しております。統合的リスク管理体制の構築にあたっては、リスクアペタイト・フレームワークを用い、中期経営計画等の事業戦略と整合させつつ、持続可能なビジネスモデルを構築する取組みを計画・実践・モニタリング・修正する体

制を構築しております。また、個別の各種リスク管理に関する社内規程等を整備し、信用リスクやコンプライアンス・リスク、システムリスク、市場リスク等の個別のリスクを管理する各種リスク委員会を設置するとともに、銀行業務に関わる全てのリスクを管理対象とする統合リスク管理委員会を設け、各種リスクを総括的に管理する体制を構築しております。

- ②収益とリスクのバランスを最適化するために許容するリスクの種類とリスク量を明確化し、配賦したリスク資本の使用状況や収益性・健全性の観点から予め設定した指標をモニタリングすることにより、リスク管理態勢の強化を図っております。
- ③融資審査管理態勢については、第1線の営業店、第2線の審査本部等、第3線の内部監査部が組織的にリスク管理する「スリーライン・ディフェンス」の重要性を認識した態勢を構築しております。営業店のリスク・オーナーシップ（リスクテイクと管理の責任を負う主体であること）意識を醸成する教育・研修を行い、融資相談段階から適正な与信判断を行う体制としています。
- ④審査本部が貸出金ポートフォリオ分析その他各種信用リスク分析を行い、信用リスク委員会で審議及び報告された事項を業務執行会議に報告するとともに、重要な審議・報告事項は、取締役会に報告する体制とし、信用リスク管理を適切に行っております。
- ⑤重要な新商品・新サービスの導入時にはリスクアセスメントを実施し、リスクを評価し、取締役会の了承を得ております。また、導入後の事後検証を実施し、コンプライアンス委員会に報告する体制を整備しております。
- ⑥内部監査部は、社長直轄として独立性を確保して監査を行い、監査等委員会との連携を強化しております。内部監査の状況を定期的に社長に報告するほか、監査等委員会及びコンプライアンス関連事項はコンプライアンス委員会と情報を共有しております。重要な発見事項については、直ちに、社長、監査等委員会及びコンプライアンス関連事項はコンプライアンス委員会に報告しております。内部監査部の報告を受けた社長は、定期的にその内容を取締役に報告しております。
- ⑦取締役会は、内部監査部がリスクアセスメントに基づく監査を行い、リスク管理態勢の有効性及び適切性に関する監査を行う体制を整備しております。
- ⑧災害や事故等の不測の事態発生時は、社内規程等に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①業務執行取締役及び執行役員で構成し、社長を議長とする業務執行会議を設置し、業務執行に係る事項の審議を行っております。業務執行会議の議題、資料は全ての取締役にも共有し、議長は業務執行会議の内容を原則月1回取締役会に報告しております。
- ②執行役員制度を採用して経営の意思決定・監督と業務執行を分離しております。
- ③社長は、当社の最高経営責任者として、取締役会の定める方針に基づき、当社の業務を統括しております。
- ④取締役会は、各種規程等により業務執行者の権限を明確にし、効率的な業務運営体制を

整備しております。

- ⑤取締役会は、当社の進むべき方向性及び具体的な数値目標を示した中期経営計画を策定し、進捗状況について定期的に報告させ、業務の執行を監督しております。
- ⑥取締役会は、任意の指名・報酬委員会を設置し、役員等の指名・報酬など重要な事項について取締役会に対して勧告を行う体制としております。

(5) 当社及び連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①取締役会は、執行部が、当社及び連結子会社等から成る企業集団の役職員にコンプライアンス憲章を浸透させることを支援、監視しております。
- ②連結子会社等管理規程、監査等委員会に対する報告規程その他の社内規程等を定め、連結子会社等から総合企画本部企画部へ、事前協議、報告を行う体制を整備するほか、連結子会社等の経営に重大な影響を与える事項については当社へ協議、承認を求める体制を整備しております。
- ③内部監査規程を定め、当社の内部監査部が連結子会社等に対する内部監査を実施し、リスク管理の状況について、実効性のあるモニタリング等を実施する内部監査態勢を整備・運用しております。また、当社は、統合的リスク管理規程を定め、連結子会社等のリスク管理を行う体制としております。
- ④当社及び連結子会社等は、組織規程その他の社内規程等に基づき、連結子会社等の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築しております。
- ⑤当社及び連結子会社等は、使用人等がコンプライアンス上の問題につき直接コンプライアンス統括部及び外部の法律事務所等に報告・相談できる窓口を設置するなど、実効的な内部通報制度を整備し、運用しております。
- ⑥当社及び連結子会社等は、会計基準その他関連する諸法令等を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ①監査等委員会に直属する監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務の補助に専従する使用人を置いております。
- ②監査等委員会補助者は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立した立場を堅持し、監査等委員会の指揮命令に従います。監査等委員会補助者の人事考課、人事異動、懲戒処分は、監査等委員会の同意を得ることとしております。
- ③内部監査部が監査等委員会から監査、報告等の要請を受けた場合は、当該要請に関しては専ら監査等委員会の指示に従い、社長の指揮命令を受けないこととしております。
- ④内部監査部長の人事考課、人事異動、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得たうえで行います。

(7) 当社及び連結子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社及び連結子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が、法令及び社内規程等に基づき監査等委員会に報告を行います。また、監査等委員会は、業務執行に関する事項の報告を求めることができます。
- ② 当社及び連結子会社等は、監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行いません。
- ③ 監査等委員会は、必要に応じ、当社及び連結子会社等の会計監査人、取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、内部監査部、コンプライアンス統括部等に属する使用人その他の者に対して報告を求めることができます。
- ④ 監査等委員会が選定する監査等委員は、業務執行会議及びリスク委員会規程に定める各リスク委員会並びにコンプライアンス委員会に出席し、意見を述べることができます。
- ⑤ 監査等委員会は、内部監査部が実施した連結子会社等に対する内部監査の監査結果について、連結子会社等の所管部署から報告を受けることとしております。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部、コンプライアンス統括部とそれぞれ又は複数の部門で、定期的に意見交換を行うなど連携を強化するとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互認識を深めるよう努めております。
- ② 監査等委員会は、監査等委員の円滑な職務の遂行を確保するため、独自に顧問弁護士と契約し、必要に応じて助言を得る体制としております。
- ③ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に係る費用等については、請求があれば速やかに支払い、必要に応じて前払いを行うこととしております。

(9) 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社及び連結子会社等は、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、反社会的勢力とは銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係を遮断し、反社会的勢力を排除

することとし、その旨を内容とする基本方針を定め、ホームページにて公表しております。

②反社会的勢力排除に向けた整備状況

1) 社内規則の整備状況

上記①の基本方針に則り、具体的な内容を社内規程等に定めております。

2) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

コンプライアンス統括部内にAML／CF T対策室を設置し、反社会的勢力に関する対応を統括する専門部署として、反社会的勢力との取引排除に関する企画・統括等の対応を行っております。また、不当要求防止責任者を各営業拠点・本部部署等に設置し、反社会的勢力からの不当要求に対応する体制を整備しております。

3) 外部の専門機関との連携状況

コンプライアンス統括部AML／CF T対策室が、反社会的勢力に対する情報収集及び分析を行うとともに、同室が情報を一元的に管理し、警察、暴力団追放運動推進センター、反社会的勢力対応を専門とする弁護士、AML／CF Tにかかる態勢整備を専門とする外部コンサルティング会社等、外部専門機関との緊密な連携体制を構築するほか、各営業店においては、最寄の警察署等との協力体制を構築しております。また、反社会的勢力への対処にあたっては、役職員の安全を最優先に確保するよう配慮しております。

4) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

コンプライアンス統括部AML／CF T対策室が、反社会的勢力に対する情報収集及び一元的な管理を行っております。

5) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応に関する規程等を整備し、反社会的勢力に対する対応方法を規定するとともに、反社会的勢力との取引謝絶及び取引解消に係る有効性を検証し、継続的に見直しを行っております。

6) 研修活動の実施状況

反社会的勢力への対応につき、反社会的勢力との一切の関係遮断や、AML／CF Tに係る顧客管理の強化について、その必要性の認識を深め、対応策について十分な理解を得るため、役職員に対し研修活動を継続的に実施しております。

8 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・職務決裁権限規程を改定し決裁権限区分を明確化するとともに、業務執行会議で審議・報告された内容は定期的に取り締役に報告しております。
- ・当社はコンプライアンス憲章の実践活動を当社のコンプライアンスとして定義すること並びにコンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理を経営上の最重要課題であることをコンプライアンス規程に定めるとともに、各店舗はコンプライアンス憲章の「実践活動宣言」を策定し、その実践に努めております。
- ・全社員向け継続研修をはじめとする各種研修において、コンプライアンス憲章の本質的な理解度・浸透度・実践度を確認し、更なる意識醸成に努めるとともに、実践活動の振り返りを継続的に行っております。
- ・コンプライアンス憲章の理解・浸透・実践を図るため、コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理にかかる具体的行動計画としてコンプライアンス・プログラムを半期毎に策定しております。また、所属長を補佐するコンプライアンス・リーダーを全部店へ配置するとともに、コンプライアンス統括部内にコンプライアンス・リーダーの活動を支援する、コンプライアンス・エリアサポーターを配置し、各店舗の自律的なリスク管理の支援・牽制に努めております。また、営業店等のリスクを可視化するリスクマップ作業ツールを営業店等に展開し、リスク対応力向上を図っております。
- ・内部監査部門は、業務執行ラインから独立した組織として、組織活動の有効性等についての客観的・独立的なアシュアランス・コンサルティングを提供するため、リスクアセスメントに基づくリスクベース監査を実施しております。営業店等監査においては、所属長の内部統制活動を検証するための総合監査（36支店）及び日常の牽制活動を検証する機動監査（73支店）を実施しました。本部等監査においては、年次の内部監査計画に基づき、「不祥事・不正防止対応」「改正個人情報保護法」等のテーマ別監査及び第2線である各本部の内部統制活動を検証する部署別監査を実施しました。
- ・CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を12回開催し、コンプライアンス・リスク管理に関する重要事項について適切な審議・報告が行われました。報告されたリスク情報等については、四半期毎に取り締役に報告しております。
- ・法令等に反する行為や不正な行為が認められた場合は、懲戒審査委員会で処分内容を審議しております。
- ・半期毎に開催している全社員向け継続研修において、役員自らが講師を務め、融資業務や法令等遵守に関する基本ルール、各部署における取組み状況等の説明を実施しております。
- ・社員の評価においては、半期の業績への貢献度を「業績評価」、中長期の社員の成長度

を「人事評価」とする評価制度を導入しており適正な運用が図られるよう評価者研修も実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報について、法令及び社内規程等に基づき、適切かつ確実に保存・管理しております。取締役会議事録については、法定の備置期限である10年を超えた永年保管としております。また、業務執行会議や各種リスク委員会等の業務執行に係る重要な会議の議事録については、社内規程等を遵守し、厳格に保存管理しております。
- ・セキュリティリスク・ポリシーに基づき、情報の管理が有効に機能する体制を整備しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理に基づく各種社内規程に基づき、ALM委員会を13回、信用リスク委員会、システムリスク委員会を各12回、業務リスク委員会を4回開催し、リスクの個別管理を行うとともに、銀行業務に関わるすべてのリスクを管理する統合リスク管理委員会を12回開催し、各種リスクの統合的な管理を行いました。これらの委員会の審議及び報告された事項は、速やかに業務執行会議に報告し、重要な事項については取締役会において審議しております。
- ・取締役会はリスク・アペタイト・ステートメントを策定し、全社レベル及びリスク・カテゴリー毎に、「基本方針」及び「リスクリミット」について明確化・可視化し、リスク管理態勢の強化に努めました。
- ・内部監査部は監査等委員会との連携を強化するため、内部監査結果を報告し、意見交換する機会を12回設けました。また、四半期毎に内部監査結果を取締役に報告しているほか、リスクアセスメントに基づく内部監査計画を策定しております。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応については、社長を本部長とする防災対策本部を設置し、当社方針を策定し、感染拡大防止に努めました。また、自然災害等の不測の事態に備え、半期に1度、防災週間を設けて訓練を実施し、業務継続体制の向上に努めました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ・取締役の職務執行の効率性を確保するため、業務執行取締役及び執行役員で構成された業務執行会議を24回開催し、業務執行に関する迅速な意思決定を行っております。また、審議内容及び中期経営計画の進捗状況等は定期的にと取締役会へ報告しております。
- ・指名・報酬委員会は取締役等の指名・報酬等の重要な事項について、取締役会の諮問を受けて審議し、その結果を取締役に勧告しております。

(5) 当社及び連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・コンプライアンス憲章の具体的な行動計画であるコンプライアンス・プログラムにおいて、グループベースのコンプライアンス体制強化を掲げ、企業理念・コンプライアンス憲章を浸透させるための具体的な取組みを進めております。
- ・連結子会社等の業務の適正を確保するため、「連結子会社等管理規程」等に基づき、グループ全体の経営管理を適切に行う体制を構築しております。
- ・連結子会社等のリスク管理状況を把握するため、当社内部監査部による連結子会社等のリスクアセスメントに基づく監査を実施しております。
- ・当社及び連結子会社等の社員等が、コンプライアンス上の問題について、コンプライアンス統括部や外部の法律事務所等に相談・報告できる内部通報窓口を整備し、運用しております。なお、当社の内部通報窓口は、2020年10月に内部通報制度認証の登録を受けております。
- ・財務報告に係る内部統制については「財務報告に係る内部統制評価規程」等に基づき、グループ全体の内部統制状況の適正な評価を実施しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人として、監査等委員会事務局に監査等委員会補助者を配置しております。当該監査等委員補助者は、取締役（監査等委員である取締役は除く。）から独立した立場を堅持し、監査等委員会の指揮命令を遵守することにより、監査等委員会の職務の遂行を適切に補助しております。

(7) 当社及び連結子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）並びに使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、当社及び連結子会社等の取締役並びに使用人等が、「監査等委員会に対する報告規程」及び「コンプライアンスヘルプライン規程」に基づき、監査等委員会に報告を行う体制とするとともに、監査等委員会への報告者が通報等を行ったことを理由に不利益が生じないよう適切な対応を行っております。
- ・監査等委員会は、連結子会社の取締役及び監査役等と年2回の連携会議を実施しているほか、業務執行会議や各種リスク委員会など重要な会議に出席し、当社及び連結子会社等の重要なリスク等の把握に努めております。
- ・監査等委員会は、年間の監査計画に沿って連結子会社3社への監査を実施し、そこで把握した課題を取締役会へ報告・提言しております。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、会計監査人より随時報告を受けるとともに内部監査部及びコンプライアンス統括部との連携会議を年2回実施しております。加えて定期的に代表取締役と意見交換会を開催しております。
- ・ 監査等委員会は、監査等委員の業務が円滑に遂行できるよう、独自に顧問弁護士と契約し、必要に応じて助言を得ております。
- ・ 監査等委員の職務執行に係る費用については、監査等委員の請求に応じて速やかに支払っております。

(9) 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

- ・ 当社は反社会的勢力との関係について、銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係を遮断、排除すること等を基本方針とし、公表しております。
- ・ コンプライアンス統括部AML/CFT対策室を反社会的勢力に関する情報管理の所管部署として、情報収集及び分析、外部専門機関との連携を行っており、反社会的勢力への対応強化に努めております。また、営業店には不当要求防止責任者を配置するとともに、最寄りの警察署等との連携を強化し、反社会的勢力の排除の推進と安全性の確保に努めております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがある場合は、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、業績の状況により内部留保とのバランスを考慮しつつ、中期経営計画を踏まえて安定的な配当を実施することを基本方針としております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	874,184	預 金	3,307,307
コールローン及び買入手形	40,244	外 国 為 替	41
買入金銭債権	59,739	そ の 他 負 債	14,479
商品有価証券	82	賞 与 引 当 金	486
金銭の信託	99	役 員 賞 与 引 当 金	41
有 価 証 券	463,432	退 職 給 付 に 係 る 負 債	292
貸 出 金	2,148,079	株 式 報 酬 引 当 金	205
外 国 為 替	2,292	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	247
リース債権及びリース投資資産	5,066	偶 発 損 失 引 当 金	75
そ の 他 資 産	45,241	繰 延 税 金 負 債	1,102
有 形 固 定 資 産	35,227	支 払 承 諾	1,474
建 物	10,741	負 債 の 部 合 計	3,325,753
土 地	20,738		
リ ー ス 資 産	46	(純資産の部)	
建設仮勘定	806	資 本 金	30,043
その他の有形固定資産	2,893	資 本 剰 余 金	1,976
無 形 固 定 資 産	18,474	利 益 剰 余 金	245,595
ソ フ ト ウ ェ ア	16,380	自 己 株 式	△18,131
の れ ん	1,294	株 主 資 本 合 計	259,484
リ ー ス 資 産	132	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,324
ソフトウェア仮勘定	301	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3
その他の無形固定資産	365	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	3,324
退 職 給 付 に 係 る 資 産	20,509	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	4,645
繰 延 税 金 資 産	14,751	非 支 配 株 主 持 分	100
支 払 承 諾 見 返	1,474	純 資 産 の 部 合 計	264,229
貸 倒 引 当 金	△138,917	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,589,982
資 産 の 部 合 計	3,589,982		

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		92,072
資金運用収益	75,030	
貸出金利息	71,906	
有価証券利息配当金	2,038	
コールローン利息及び買入手形利息	1	
預け金利息	820	
その他の受入利息	263	
役員取引等収益	7,683	
その他の業務収益	3,741	
国債等債券償還益	616	
その他の業務収益	3,124	
その他の経常収益	5,617	
償却債権取立益	5,035	
株式等売却益	5	
その他の経常収益	576	
経常費用		81,476
資金調達費用	1,489	
預金利息	1,461	
その他の支払利息	27	
役員取引等費用	11,620	
その他の業務費用	2,922	
国債等債券償還損	72	
その他の業務費用	2,850	

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 経 費	41,186	
そ の 他 経 常 費 用	24,258	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	14,250	
貸 出 金 償 却	5,654	
株 式 等 償 却	27	
そ の 他 の 経 常 費 用	4,325	
経 常 利 益		10,596
特 別 利 益		76
固 定 資 産 処 分 益	76	
特 別 損 失		1,611
固 定 資 産 処 分 損 失	957	
減 損	653	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,061
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	161	
法 人 税 等 調 整 額	943	
法 人 税 等 合 計		1,105
当 期 純 利 益		7,955
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△4
親会社株主に帰属する当期純利益		7,960

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		83,658
資	金 運 用 収 益	70,904	
	貸 出 金 利 息	67,825	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,993	
	コ ー ル 口 一 ン 利 息	1	
	預 け 金 利 息	820	
	そ の 他 の 受 入 利 息	263	
信	託 報 酬	0	
役	務 取 引 等 収 益	6,734	
	受 入 為 替 手 数 料	1,683	
	そ の 他 の 役 務 収 益	5,050	
そ	の 他 業 務 収 益	663	
	外 国 為 替 売 買 益	46	
	国 債 等 債 券 償 還 益	616	
そ	の 他 経 常 収 益	5,356	
	償 却 債 権 取 立 益	4,957	
	株 式 等 売 却 益	5	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	0	
	そ の 他 の 経 常 収 益	394	
経	常 費 用		73,564
資	金 調 達 費 用	1,487	
	預 金 利 息	1,461	
	金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	3	
	そ の 他 の 支 払 利 息	22	
役	務 取 引 等 費 用	11,438	
	支 払 為 替 手 数 料	644	
	そ の 他 の 役 務 費 用	10,794	
そ	の 他 業 務 費 用	73	
	商 品 有 価 証 券 売 買 損	0	
	国 債 等 債 券 償 還 損	72	

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 の 他 の 経 常 費 用		38,247	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		22,317	
貸 出 金 等		14,223	
株 式 の 他 の 経 常 費 用		5,502	
		27	
		2,563	
経 常 利 益			10,093
特 別 利 益			20
固 定 資 産 処 分 益		20	
特 別 損 失			1,502
固 定 資 産 減 損		848	
		653	
税 引 前 当 期 純 利 益			8,612
法 人 税 、 住 民 税 等		60	
法 人 税 、 法 人 税 等		697	
			757
当 期 純 利 益			7,854

会計監査人の連結計算書類監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

スルガ銀行株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根津昌史

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田修

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎裕男

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スルガ銀行株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スルガ銀行株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

スルガ銀行株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根津 昌史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 裕男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スルガ銀行株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第211期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第211期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、企業理念の実現に向けたコンプライアンス憲章の浸透及び実践状況の監査等を重点監査項目に設定し、当社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、業務執行会議及びコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店における業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 当社は、投資用不動産融資に係る不祥事の再発防止及びお客さまや社会からの信頼回復に向け、2019年に企業理念及びコンプライアンス憲章を制定するとともに、2025年度までの中期経営計画を策定いたしました。監査等委員会は、全役職員がコンプライアンス憲章を意識・遵守した行動に徹し、企業理念の実現と中期経営計画の推進に取り組んでいることを確認しております。今後も企業理念の実現に向けた取締役会の対応とその進捗を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

スルガ銀行株式会社 監査等委員会

監査等委員 佐竹康峰 ㊟

監査等委員（常勤）板倉一真 ㊟

監査等委員 野下えみ ㊟

監査等委員 行方洋一 ㊟

(注) 監査等委員 佐竹康峰、野下えみ及び行方洋一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会 会場ご案内

会場：静岡県沼津市大手町1丁目1番4号
プラサヴェルデ 1階
コンベンションホールA

最寄り駅のご案内

JR沼津駅北口より徒歩約3分

新幹線は三島駅にて東海道本線に乗換え、沼津駅下車でございます。



ご注意

- 駐車場のスペースに限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 施設への入館は、午前8時30分からとなります。